

員会委員長岡芳明君の出席を求め、意見を聴取する」ととし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官濱田省司君、内閣府大臣官房審議官総方俊則君、内閣府大臣官房公益法人行政担当室長岩田一彦君、内閣府政策統括官武川光夫君、警察局長官房総括審議官村田隆君、警察局生活安全局長種谷良二君、警察局警備局長沖田芳樹君、消費者庁審議官吉井巧君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長大橋秀行君、消防庁国民保護・防災部長横田真二君、法務省大臣官房審議官菊池浩君、外務省大臣官房参事官飯島俊郎君、文化庁文化部長内丸幸喜君、文化庁文化財部長村田善則君、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長福田祐典君、農林水産省大臣官房審議官大角亨君、農林水産省大臣官房審議官山北幸泰君、環境省大臣官房審議官龜澤玲治君、防衛省整備計画局長眞部朗君、防衛省地方協力局長中島彥君の出席を認め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます、よって、そのように決しました。

○西村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池内さおり君。

○池内委員 日本共産党的池内さおりです。

熊本、大分を襲った今回の地震の直後に家が倒壊する中で、避難指示も出されて、住民は非常に混乱をし、どうすればいいかという不安を募らせていたと思いますし、今もそうだと思います。被災した方、あるいは避難生活をされている方の不安を少しでも和らげていくことも政府の重要な役割だというふうに思います。

○菅國務大臣 政府としての立場ではやりができる

正しい情報を迅速に発表する責任が政府にある

と私は思いますが、官房長官はどのように考えますか。

だけ確かな情報を迅速に被災地の皆さんに送ると

いうことは、極めて重要だというふうに考えてお

ります。

○池内委員 今回、大きな地震が断続的に続いているということで、指定避難所の建物そのものに倒壊の危険が増して、避難所から出される人々が多くいらっしゃいます。危険な避難所から退避をするということは重要なことですけれども、その後、行く先をフォローし切れていないと方々も大勢いらっしゃる。

また、今回の地震では、子供がいるからとか持病があるからと集団での避難生活というのに気兼ねをしたり、屋内が怖いということで、地震の恐怖から車中泊をされている方々も多くいらっしゃいます。こうした避難所以外の場所に避難している方には情報や物資が十分に届かないという声が私のところにも届いています。

こうした方々に迅速に情報と物資を届ける、こうした人員や手段の確保が急がれなければならぬということ、私はそう思うんですけれども、河野大臣は防災担当大臣も兼ねていらっしゃるの

で、きょうおいでですので、この点をちょっとお伺いしたいんです。

○河野国務大臣 今回は、確かに指定避難所以外に避難されている方も大勢いらっしゃいますし、また余震に対する恐れから車の中で寝泊まりをしているという方も随分いらっしゃっているようございます。

○池内委員 行政といたしましては、国、県、市、あらゆるレベルでそうした方を把握するように努めておりま

すが、やはりそこには限りがございます。

今、政府といたしましては、さまざまなものでそ

うないわゆるデマが流布された状況を把握してい

るところでございます。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

○池内委員 お答え申し上げます。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

၁၂၁

○池内委員 指導員などの配置というのはぜひともやつていただきたいし、リツイートしないようとにかく情報源を確かめて、そういう呼びかけも大事だというふうに思うんですけども、ただ、今回最初の地震があつた十四日の夜、デマツイートが本当に飛び交って、あつという間にネット上にあふれ返った。

こうして動きこ一番最初こ付心こりは、心あ

とにかく、いかにも真剣な文面ながら、市民とか、あとでイトスピーチに対するカウンター活動をしている皆さんでした。みんな大変なときにこんなそはやめてほしい、そんなツイートはデマだ、事業者に削除依頼を出しましたと、一つ一つのデマツイートに対して、一つ一つ打ち消すための行動を皆さん起こさせていた。中には、イオンモール熊本クレアが無事であることを証明するためにわざわざ現地の方が撮影しに行つてツイートをして、いや、無事ですという情報を発信していた方もいらっしゃった。その結果、デマツイートが徐々に鎮静化していくという経過をたどりました。これは市民の良識のあらわれであって、私は本当にすばらしいことだというふうに思う。

その一方で、やはり行政が果たす役割というのが明確にあると思うんです。被災した方、あるいは避難生活をされている方の不安を少しでも和らげる、これは政府の重要な役割であって、その一つに正しい情報を発信していくことがやはりあると思うんですね。

今回は、繰り返しますけれども、市民の良識、この対応で比較的早くデマツイートが収束をしていった。でも、場合によつては取り返しがつかない事態だって考えられる事態だったというふうに思うんですね。

そのため、やはり市民の良識に委ねることを基本としながらも、デマの内容に応じて行政機関が、事実関係を確認した上で、これは違う、こういった。でも、場合によつては取り返しがつかない事態だと迅速に発表していくことが大事では言ふべきだ

ないか、サイバー・パトロールもそのように活用して

○河野国務大臣　警察を初め行政機関はさまざまな情報を今回も流しておりますが、ツイッターのアカウントのフォロワー数は、決して行政が多いわけではありません。

インターネットの社会については、むしろ行政などの制約がなく、自由な上でつくられてきた。この大臣のお考えはいかがですか。

としてちゃんと公表せよ、きちんと情報提供せよ

ということを私は求めています。その意味で、次に行きますけれども、現代というのは、まさに秒単位でツイートが拡散をしていく。政府のしかるべき部署が毅然とした態度で正式にやらなければ、その間にもツイッターでは、例えばイオンが火事だ、いや火事じゃないという双方の市民の間でのやりとりがあふれ返るわけです。

そして今、私は、こうした出来事というのには、

決して過去のもう終わつた話じやないといふ恐懼さえ覚えるわけなんです。朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだという今回も流れてしまつたデマは、今回の地震だけじゃなくて、広島の土砂災害のときにも繰り返されました。明らかに関東大震災のデマを模倣して今やられているというふうに思うんですね。

私は、この辺りのことをどうぞお手伝いして

がどの組織だから、日本がどこで何をするかの
がインターネットであり、それをインフラとして
さまざまなことが起きているわけでございますから、
ら、少なくともそこで流されたツイートは今回の
ようにインターネットの中で良識ある方が打ち消
しをしていく、そうやってこのインターネットと
いうのは進んできたものでございますし、それを
制約するというのは必ずしも効果的でもあります
んし、うまくいくものでもありません。

ツイッターのような匿名の人が情報を流すこと
ができるサービスには当然一定のリテラシーが必要とされるわけでございまして、利用する方はそれをわかつて御利用していただきなければならぬ
い。インターネットの社会というのは、国境もある
りませんし、誰がどういう情報を流すのも自由と
いう世界でございますから、その中で正しい情報
は何なののかということをより分ける能力も当然に
一人一人に求められることになつております。
行政はさまざまな努力をしないわけではござい

○池内委員 私は何も、自由な社会を制約せよと
は言つておりません。自由な社会を守るためにも、
事実でないと明確なことに対しては、行政が認調
などということは事実でないと警察自身が認識して
いたわけですから、こうした問題を行政の責任
求めています。

きょう私が確認したように、ライオンが動物園か
から出たとか朝鮮人が井戸に毒を投げ込んでいる
などということは事実でないと警察自身が認識して
いたわけですから、こうした問題を行政の責任
求めています。

今回でいえば、例えば火事だとすると総務省消防という官庁がありますし、朝鮮人が毒を投げ込んだといえば警察の所管になると想いますけれども、そうしたところがやはり正しい情報を発信していくといふことが住民の不安を打ち消していくことにもなると思うんです。やはり現場はどうかを信じればいいのというふうになりますので、不安をおおられる。

同時に、流言飛語によつてもちろん被災者も、そして被災者を救おうとしている救援組織や職員、自衛隊、支援者も振り回される。こういう影響があるということをしつかりと認識して、警察に限らず、流言飛語の内容によって、担当する行政機関がやはり一つ一つ打ち消す情報発信をしていただきたいということは重ねて求めておきたいと思うんですね。

ところで、今回、朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだけどいう流言飛語は、決して許されない人種差別の発言であつて、ヘイトスピーチそのものだといふふうに思います。

この発言のとどをたどれば、関東大震災のとき、口伝えとか張り紙で朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだ、朝鮮人が放火をしたということにやはり行き着くわけです。関東大震災では、自然発生的な流言飛語というより、むしろ警察など行政機関の側が主導してこのデマが広がつて、それに意識的に便乗した人たちを中心いて、実際には何の罪もない朝鮮人、中国人、社会主義者が虐殺をされた。世界的に見ても、本当に非常に深刻なヘイトクライムに拡大をしていった。

利は、この朝鮮人が戸籍を出たんだからと
うのは、ライオンがおりから逃げ出したとかイオ
ンモールが火事だというものは本質的に違う、
大目に見たり見逃していくは大変になる悪
質きわまりないものだというふうに思うんです。
こうした言説の根底には一部の日本人の人々の心
に拭いがたい人種差別意識がある、そのあらわれ
だというふうに思います。こうした本当にどす黒
い差別、偏見というものが目に見える形で顕在化
して露呈した今回のデマとか、またヘイトスピーチ
を垂れ流しているデモなどに対して政府自身が
やはり厳しく対処してこなかつた。こういうこと
は許しちゃならないんだ、この立場に立つて対応
していくことが求められているというふうに私は
思うんです。

国連の人種差別撤廃委員会から日本政府になさ
れた勧告について、改めて真摯に受けとめる必要
があるというふうに思っています。二〇一四年九
月二十六日の人種差別撤廃委員会からの日本の第
七回、第八回、第九回定期報告に関する最終見解
では、ヘイトスピーチ及びヘイトクライム、第十九
一パラグラフでどのようなことが言われている
か。読み上げていただくだけで結構ですので、お願
いします。

○飯島政府参考人　お答え申し上げます。

二〇一四年九月に公表された、我が国の政府報
告に対する人種差別撤廃委員会による最終見解
おきましては、ヘイトスピーチ及びヘイトクライ
ムに関し、次のとおり記述されております。

委員会は、締約国内において、外国人やマイ
ノリティ、とりわけ韓国・朝鮮人に對し、人種差

全ての人がそうした自分の心とやはり向き合つて自覚して、それぞれが乗り越えていかなければならぬ問題だというふうにも思います。

同時に、私が今回非常に懸念をするのは、今回の警察の案件が、個々の警察官の心にある偏見や差別、ヘイトスピーチをしている側に共感しているために起きた暴力だったのではないか。もしそうだったとしたら、これは看過できない重大な問題だと思います。

先ほど触れた関東大震災のときには、むしろ警察官がデマを流布し、起きてはならない虐殺へとつながっていきました。現在、そんなことは起こらないと私も思います。けれども、一つ一つの問題を看過せずに、日常に存在している大小の差別、偏見、常にこういった問題が頭をもたげてくるわけですから、そのたびにやはり対処をしないといけないと思うんです。

私は、今回の事件は、単なる警備上のちょっととしたトラブルなどという認識ではないかというふうに思います。とりわけ警察官には、人権を守るという意識を一人一人徹底していかなければならない。先ほどの河野大臣の御答弁については、私は本当にそのとおりだと思います。大臣のような認識に現場の一人一人の警察官が立たなければならぬ。

そのためにも、警察官に対して、今現在起きている人権課題についての人権教育、単なる一般的な人権教育じゃなくて、今現在私たちが直面している課題についての教育をしっかりとやっていく必要があると思いますが、大臣いかがですか。

○河野国務大臣 現在の法令下では、デモの申請があった場合に、その当事者の主張の内容いかんにかかわらず、不許可事由がなければ許可しなければならないものというふうになつております。

こうしたデモが行われている場合に、警察は、円滑な交通の確保ですとかあるいは周辺の安全の確保といったことをやらざるを得ません。その状況の中で違法行為があれば、それは誰が行つたものであれ、その違法状況を解消することをやらなければなりません。

ければならないのが警察の職務でございます。

そうした中で、警察はこれまで、人権に対す

る教育ですか関係法令に関する教育というのをやつてまいりました。あるいは、デモの現場でど

のように対処したらいいのかという教育もやつて

きました。

いたわけでござりますが、委員おつしやるよう

に、最近こうした憎むべきヘイトスピーチあるい

はそれを行うデモというのが行われるようになつ

てきた現況に鑑み、それに沿つた適切な教育を

しつかり警察の中でもやつていくように指導して

まいりたいと思います。

○池内委員 ゼひともよろしくお願ひいたしま

す。

政府には重い責任があると思うし、政府の対応

で多くの市民、国民が励まされるという関係にも

あると思います。ヘイトスピーチは許さないとい

う断固とした態度がどうしても必要だと思いま

す。やはり警察は、ヘイトの垂れ流しをとめよう

と必死で抗議している市民を守る視点でしつかり

と人権教育をやついただきたいし、求められて

いるというふうに思うんです。

今回私がこの問題を取り上げたのは、まさに先

ほどから述べているように、東日本大震災や広島

の災害のとき、そして今回の九州を中心とする大

きな地震、こういう災害のたびにやはり過去をほ

うふつとさせるような人種差別的な言動が流布さ

れる、こうしたことが目に見える形で顕在化す

る、そのたびに私たちはやはり、だめだ、こうい

うことは許さんんだと明確に政治が態度を表明

していくことが大事だというふうに思うから、今

思います。

今お話をありましたように、現時点でも避難所に避難されている四万人を超える方々がいらっしゃいます。そして、そういう中において、男性、女性、またそれぞれのさまざまなニーズがあるわけでありまして、そうしたニーズの違いといふことを十分認識しながら対応していくことが必要だというふうに思つております。

委員のお話の中にもありましたけれども、発災翌日の十五日に私どもの方から熊本県と熊本市に對して、避難所の開設、運営管理、物資の供給、衛生、保健、生活環境の整備において、特に女性や子育て家庭に配慮すべき事項について通知を發出させていただきまして、また、こうした適切な措置を講じるとともに、民間団体等との連携にも

留意していただきたいということを要請いたしました。

そして、この発出した通知は熊本県災害対策本部において説明が行われた上で被災市町村にも周知をされ、熊本県では、本通知に基づき、きのうから女性や子供の家庭のニーズや避難所の状況調査が行われているというふうに承知をしております。

私も、先ほどの池内議員と同様、熊本、大分に

おける震災被害の中でも、特に、被災者である女

性たちあるいは子供たちへの支援がどうであるか

ということでお尋ねをしたいと思います。

四月十五日の日に男女共同参画局より、今回の被災に対し、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」という依頼文書が

熊本県あるいは熊本市宛てに発出されておりま

す。災害の都度、同じ避難所で特に女性は着がえ

やあるいはトイレなどにも気兼ねをしなければな

りませんし、また睡眠というのも、暴行等の起

こつではいけないことが懸念されるので十分睡眠

もとれない等もある問題がこれまでに指摘さ

れておりました。

加藤大臣にお伺いいたしますが、今回の被災、

発災にあつては、内閣府としてどのような取り

組みをされて、現状の御認識、今後に生かす点な

ど、どうお考えでしよう。

○加藤国務大臣 まず、答弁する前に、熊本の震

災で亡くなつた方に對して哀悼の意を表したい

とお話し、ノウハウを情報収集して、被災地あるい

はそれをのところに情報も発信をしていきたい

と思います。

○阿部委員 まず、男女共同参画局には大変御尽

力いだいておりますし、必ず教訓として生かし

て、このことが定着することを私も願つております。

いずれにいたしましても、関係府省、被災自治

体、民間団体と連携して被災者支援をしつかり

と、また私ども男女共同参画という立場を含めて

取り組んでいきたい、こう思つております。

○阿部委員 今回、男女共同参画局には大変御尽

力いだいておりますし、必ず教訓として生かし

て、このことが定着することを私も願つております。

大臣の御答弁にもございましたが、四月二十五

日に男女共同参画センターが避難所でチラシを

配つておられます。どういうチラシかと、トイレには一人で行かない、女性や子供が性被害に遭わないように周囲の人たちも気を配つてほしいと。トイレが暗いところにある場合、あるいは細いところにあつたりして、そういうところでこれまで性被害というものが起きておりまして、あわせて、今回は、もし万が一そういうことがあつた場合には、熊本県警察本部のレディース一一〇番に通報してほしいということも加えられております。

私は、十日たつて後のことではあります

が、大変に今後の教訓になりますし、こういう取り組み

をもつと早期に、当初は混乱期であります

が、よ

り早いお取り組みをお願いしたいのと、あと、やつた後の点検が必要だと思います。これも、男女共同参画局からチエックリストというのがつくられておりまして、例えばトイレはユニバーサルトイレが設置してあるか、あるいは、やはり女性の方がどこでもお手洗いはたくさん人が並びますから、災害の仮設トイレあるいはトイレの利便はどうかなども、極めてトイレは重要です。

女性活躍の中でもトイレの問題が取り上げられておりますが、ふだんから震災があり得ることを思つて、女性トイレの充実というものは災害時にも生きてまいりますので、今回の災害から学んで、ぜひ通常の中でもユニバーサルトイレあるいは女性トイレの設置、昔国会には女性のトイレがなかったそうですが、男女活躍は当たり前な時代、しかし、いろいろな面で不利益、不利を抱えた女性たちを積極的にエンパワーリングしていただきたいと思います。

続いて、河野大臣にお伺いいたしますが、警視庁の方では、女性警察官を中心とする、さすな隊というのをつくって配置しておられます。この件について、今後の取り組みも含めて、河野大臣に御認識を伺います。

○河野国務大臣 これまでのさまざまな災害の中で、避難所あるいは被災されている方の御相談を受けるというような形で、女性警察官が非常によかつたというお話をいただいておりますので、今回熊本地震におきまして、警視庁から、きちんと名づけた女性警察官を、それから九州管区の福岡、佐賀、長崎、鹿児島の各県警から、特別生活安全部隊と称しまして、総計で四十四名の女性警察官を現地に投入いたしまして、防犯指導でとかあるいは避難所の相談に当たっております。

一つは、警察官がいるということで防犯に大きく役立つておりますし、また避難されている女性の方からは、女性警察官に話を聞いてもらえるだけで心が安らいで、あるいは不安に思つていること、特別なニーズを女性警察官に伝えることに

よつてそれを吸い上げができるというふうに、非常に役に立つてゐると思つております。

きずな隊と熊本県あるいは各自治体とも緊密に連絡をとり、あるいは看護師さんなどほかのチームとも緊密に連絡をとりながら避難所のニーズをしっかりと今後とも吸い上げていつてもらいたい

と思いますし、警視庁としてもしっかりとバックアップするよう指導してまいりたいと思います。

○阿部委員 今、河野大臣の御答弁にもございましたように、特別生活安全部隊という形で配置をしていただいている。そして、先ほどの池内さん

の御質問、大変悲しまべき流言飛語もございますけれども、やはりその場で、フェース・ツー・フェースで被災者に向き合つて不安を吸い上げ、さらにNGOなどの皆さんとの連携もつくつてしまふようなこと、このきずな隊から多くを学んで施

策に生かしていくべきだと私からもお願い申し上げます。

加藤大臣にもう一つお伺いいたしますが、平成二十五年の六月に災害対策基本法が改正をされまして、この中で福祉避難所というものが位置づけられました。介護を必要とする方、弱者、子供、妊婦さんなどについて、一般的のところにおられますと、どうしても災害関連の死亡になつたり負荷を負いやすい。あるいは、子供であると、子供の泣き声がうるさいと言われて、お母さんたちは自分も被災者なのに子供を抱えておろおろするといふことがあります。私も大変、もちろん皆さんは大変ですけれども、ここを何とかしたいと思つてまいりました。

たまたま私は先週金曜日、被災地に入らせていましたが、御船町というところでは、子育て支援避難所というものを従来の子供の福祉社会館において支

い。でも、本当に夜も眠れない状態だったと。その子を抱えて、子育て支援避難所が、これは御船町が工夫をしてつくられたわけですけれども、あつて、本当にほつとされた御様子のところでお話を伺いました。

大臣は、これから政府の中で、災害対策本部のさまざまなもので御発言と思いますから、福祉事業所の現状、その中でも、わけても子育て支援避難所という、これは新しい、文章の中では規定されていても、実際的に今回初めて可能になりました。

そこには、日ごろから子育て支援のボランティアをやっていらっしゃる、あるいはこれを委託運営されている方たちも駆けつけて子供とお母さんを守つておられました。つらい震災の中でも、ぱっと明かりが差すような空間であったと思いま

す。

こうしたことも情報を集めていただいて、そしてふだんからそういう子供たちのスペースというものを、地域の中にも子育て支援スペースが大事ですから、つくつておくことが災害時にもそのようを使っていくことになりますので、繰り返しになりますが、ぜひ災害対策本部の中でこのいう男女共同参画、子供たちの視点も御発言いただきたいが、いかがでしよう。

○加藤国務大臣 避難されている中で、特に小さい子供さんを抱えて避難されている方々は、周囲への配慮を含めて、本当に、ただでさえ避難をしているというストレスの中でそういうこともあらうということをよく我々も認識して対応しなきやいけないと思つております。

御指摘がありました、災害対策基本法に基づいて、避難所での生活において特別な配慮を要する者のため市町村が福祉避難所を設置する場合においてはその対象に乳幼児も位置づけられているわけですが、一般的には、どちらかというと高齢者施設を使って、高齢の方々がメインになつておられる事例が多いのではないかというふうに私は認識をしております。

そういう意味で、御船町のように子育て支援避

難所というのを今、子供の福祉社会館ですか、多分そういうところを活用しておやりになつていて、大変先進的な取り組みだというふうにお聞きをさせていただきました。

今はちょっとまだ我々が入る段階ではないと思

いますが、落ちついた状況になつた段階においてこうした取り組みの実態とかそのやり方についていろいろと我々も調査させていただいて、今後にもぜひ役立たせていただきたい、こう思つております。

○阿部委員 日本は、地震、自然災害の多発国であります。そういうことに対しても、ハードもソフトも備えていく。ハードは建物もやはり必要ですが、ソフトは地域の力とか行政の力でありますので、重ねてお願いをしたいと思います。

さて、もう一問、性暴力のワンストップ支援センターについて加藤大臣にお伺いいたしたいと思います。

これは、これまで私がこの委員会で取り上げさせていただきましたので、内容については繰り返しをいたしませんが、この間、四月二十一日に発出されました、男女共同参画会議女性の活躍に対する重点方針専門調査会でも、重点政策事項の素案としてこの性暴力支援センターのお話が出てまいります。

しかし、この前も指摘いたしましたが、今は調査研究費でやつておられて、これとて内閣として大変いいお取り組みだと思いますが、今後、果たして本当に各県でできるだろうか。これを、加藤大臣は調査をこれからかけるとおっしゃつていま

したが、たまたま四月二十六日の新聞には、自公で、与党でPTを立ち上げられて、ワンストップ支援センターについて強化をされていきたいといふことありました。

大臣にはこの段階でどこまでの御発言がいた

けるかわかりませんが、私は、これは迅速に、クライシスのセンターですから、可及的速やかに性暴力の問題は対策していくなければいけないと思

いますので、今後の予算獲得に向けた党を挙げ

であります。

基本的には、企業主導型保育事業の設備、面積基準については、認可の事業所内保育事業の基準を遵守していただきことが原則であります。ただ、これによりがたい場合、特別の事情があると公募団体が認める場合には、当該事業実施者との間で公募団体が個別に定める取扱規則によることができるという仕組みを想定しております。

ただ、ここで申し上げているのは、認可事業所内保育事業の基準を満たし切れない場合にはそれを補完する必要があるだろうということをございまして、そういうことについて、実施事業者側に講じていただきべき措置の内容について個別の事案ごとに内閣府と協議をしていただきて、その上で対応していただきたいというふうに思つております。

りまして、それを踏まえたような形の実施要領にもしていきたいと思います。

いずれにしても、具体的な運用に当たつては、質の確保には十分注意していきたいと思います。

○阿部委員 残念なことに、死亡事故は昨今ふえております。年末まで十四で、このところ立て続けに起つたもので、十六もひつております。昨年度の集計が十七。

本当に子供の命にかかることの基準でありますので、安易に緩められることのないよう、またその公募団体が、これからどこがそれをなさるかがわかるでしょうけれども、どの団体を選ばれたか、そういう公募団体の審査過程も公開をしていただきたいと思いますが、お時間がないので、この御答弁は求めず、私からの要望といたします。

先ほど、河野先生には失礼いたしました。

最後に、原子力委員会委員長にきょうはお越しいただいておりますので、一問お尋ねをしたいと思います。

一週間ほど前に経済産業委員会で再処理に関する法案が通過をいたしまして、本来であれば、電気事業者は出てくるプルトニウムについて利用計画といふものを立てて、これを原子力委員会が認めることでなされるべきものであります

が、今回は、利用計画が出せないことはやむなし

ということで、原子力委員会ではこれを認めに

なりました。

今、日本の核セキュリティー状況に対しても、核分裂性プルトニウム三十二トンで、世界から懸念

で、少くとも、実際に再処理過程が始まるま

では、計画の提出を必ず求め、またその審査もき

らんとしていただきたいと私は思うんです。例え

ば、周辺住民が反対しているから実際にはMOX

燃料を燃やせないところが出てきていたりした

にあつては、単に机上のペーパーで減る予定とか

では済まされないと思いますが、いかがでしょ

う。

〔委員長退席、中根（一）委員長代理着席〕

○岡参考人 原子力委員会といたしましては、我が国のプルトニウム利用に関する基本的考え方を

十数年前に作成いたしまして、電気事業者にプル

トニウム利用計画を公表することを求めて、確認

を毎年してまいりました。

今後も、原子力を取り巻く環境を踏まえまし

て、プルトニウム利用計画について公表された段

階で、その妥当性について厳格に判断、確認して

まいりたいと存じます。

○阿部委員 失礼ながら、そうした通り一遍の御

答弁を求めたものではなくて、実効性の担保を含

めて御判断なさいますかということでした。

追加で、では、出てくるプルトニウムと、処理

できる、MOXで燃やす、これはバランスをとつ

て、燃やす分だけしか処理しないというふうにな

りますか。済みません、一問お願ひします。

○岡参考人 おつしやるよう、利用目的のない

プルトニウムは持たないというのが基本方針でござります。その中で、今おつしやったことについても確認をしていく。

それから、先日御審議いただきました再処理の法案につきましても、まず、経産大臣が中期計画を認めて、それについて原子力委員会の意見を聞

くということになつておりますので、そのプロセスを詳細に確認いたしまして、原子力委員会の役割を果たしたいと存じます。

○阿部委員 世界の目が注がれております。私は、厳しく審査していただきたいと思います。

終わらせていただきます。

○中根（一）委員長代理 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党 緒方林太郎でございます。

定足がそろつていなければとめてくださいと言

うつもりでしたが、二十人ぴったりだそうであります。

まして、慎重にやつていただきたいと思います。

きょうは、公益法人という切り口から、十五分

質問をさせていただきたいと思います。公益法人の担当大臣は河野大臣であります、お忙しいと

いうことでありますので、きょうは参考人だけで

やらせていただきたいと思います。

公益法人日展について取り上げさせていただき

ますが、平成二十五年十月、朝日新聞で、日展五

科、書の篆刻部門で不正疑惑、有力会派への入選

数の事前配分、さらには金銭の授受があつたとい

うことで報じられました。中心には、日本芸術院

会員である日展顧問の存在があつたと言われてい

ます。

その後、第一次第三者委員会で、日展五科にお

いてはそのような事実があつた、このような慣行

も存在した、そして篆刻以外の書でも不正疑惑の

可能性が示唆をされた、そういう内容でした。

これを踏まえて、平成二十六年四月、内閣府は

日展に対して、公益認定法に基づきまして、今後

の改革の方向性等について報告要求を行つた。

しかしながら、同時期の平成二十六年四月に、日展は独自の内部調査委員会を設置して、最終的に同内部の調査委員会では、平成二十六年六月に、日展五科での不正疑惑に、中心人物であつた

これに対しまして、内閣府は再度日展に対して報告要求をして、結果として、内部調査委員会の結論を日展側は取り消した。

平成二十六年については、日展は、こういったさまざまなかつた、文部科学大臣賞もなかつた、内閣総理大臣賞もなかつたということだと思います。

そして、これと軌を一にして、日展は、平成二十六年七月に改革方針を取りまとめて、一年にわたり実施してきましたとされています。

これを踏まえ、昨年八月、昨年の日展につい

ては、文化庁は日展に対して、不祥事以来とまつた文化庁の後援として文部科学大臣賞を許可し、その後、内閣総理大臣賞も許可をしたということになります。

おおむねこの事実関係で間違いないかと思いますけれども、確認いただけますでしょうか、文化

省。

○内丸政府参考人 お答えさせていただきます。

文化庁は、平成二十五年十月の報道以来、先生

御指摘のように対応を進めてまいりました。平成

二十六年七月には、日展から、新理事長選出とども、第三者委員会の提案に沿つた審査体制、組織運営に関する改革案を決定した旨の報告を受け

ております。その後、改革案の進展を促しつつ、平成

二十六年七月には、日展から、新理事長選出とども、第三者委員会の提案に沿つた審査体制、組織運営に関する改革案を決定した旨の報告を受け

ております。その後、改革案の進展を促しつつ、平成

二十六年七月には、日展から、新理事長選出とども、第三者委員会の提案に沿つた審査体制、組織運営に関する改革案を決定した旨の報告を受け

ております。

○緒方委員 内閣府も、おおむねこのような認識でよろしいですか。

○岩田政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生の御指摘のとおりでございます。

○緒方委員 そうなんです。大体こういった内容でありまして、これをベースに話を進めたいと思

います。

そういう中、私は実はこの件を昨年の予算委員会の分科会で取り上げたんですけども、それを踏まえてかどうかわかりませんが、昨年八月、私

のところに投書が来ました。

ちょうど、昨年、日展に対する文化庁後援、文

○岩田政府参考人 謝札金等いたしましては、委員になつた者については禁止されているというふうに理解をしてよろしいです、内閣府。
ただ、金銭の受け渡しにつきましては、別の個展に関するものであつて、当該日展の作品指導や謝札を意味するものではないということ、それから御指摘の鍊成会につきましては、従前から実施している作品研究会であつて、特に日展を意識した企画ではなく、鍊成会の開催自体、審査員にならることが決まる前から決まつていたものであるという回答を聞いているところでございます。
○緒方委員 實は答弁がちょっと先に行つちゃつたんですけども、謝札金の禁止とか事前下見の禁止というのは、内閣府が報告要求をした後のやまざまな改革の中で進んできた日展規則の中でも禁じられているというふうに理解をしてよろしいですね、内閣府。
いずれも、日展改革の過程で変更された日展規則で禁じられている行為であるというふうに理解していますが、確認したいと思います、内閣府。
○岩田政府参考人 お答えいたします。
お尋ねの件につきましては、昨年の十一月に、私どもの方から公益社団法人日展の事務局に対して確認をしてございました。
その答えを御紹介いたしますと、後に第二回日展の審査員となります者に対し、当該日展において特選を受賞することとなる者がお祝い金を渡したものということ、それから当該審査員は審査員になりましたということ、前年の平成二十七年七月二十日に鍊成会と称する会を開催したこと、それは事実であるということですございまます。

○緒方委員 についていかが、これは前下見をするあります。答弁があり金はだめで受をする、こんな話である見をするところから返つて、これは事けれども、釈していくとあればお金目さえ異なれば貫徹されうわけですね。○岩田政府まず、事あつたからで、そこはも、趣旨とは言える○緒方委員んですね。私は別にとかいうこと、うと日展五、わけで、たところでた百万円だ、なことが春のがきついがございま、壇、お金がないと思うから、

けで、今までのところは、なかなか進歩が進んでいた。しかし、ついでに、この問題が、いよいよ本格化するやうな状況になつたのである。そこで、筆者は、この問題を、何とかして解決するため、いろいろと手を貸すことを決意した。そこで、筆者は、この問題を、何とかして解決するため、いろいろと手を貸すことを決意した。そこで、筆者は、この問題を、何とかして解決するため、いろいろと手を貸すことを決意した。

ほど事実関係が
したが、仮に先
案であるとする
として非常に問
題を確認していただ
きました。
うか、室長。
ほどの言つたよう
つまびらかに言
方委員 そして
お出しました。
対応したいと思
ていたとして
定に当たるので
こではいたして
るかもしれない
といふことであ
だ、私は、文化
たしております
うと、ある意味
の情報であり、
段階で文化庁か
で、現時点で具
よくなお話をあ
ます。しかしな
に調べてみたら
状況でした。
は、この日展の
二十五年十月に
科学大臣は、こ
あれば、うみを
うふうに言いま
す。しかしな
く、今の日展の
科学大臣が言わ
った状態などい

いうことであ
れたような話
コンプライア
ます。事実関
でよろしいで
旨を踏まえま
年の日展以後
は余り事実関
。これは個人
言わないよう
の誹謗中傷に
確認できてい
つておりませ
を事細かに説
八月です。八
をしている。
えがあつたか
であり、出所
セスに影響す
は控えたいと
は私は理解い
て、昨年の十
が言われたよ
こつたとき、
、当時の下村
にうみがある
革をやり切る
、当時の下村
みを完全に出
ますか、文部
ただきます。

文化庁としては、そういうふうに考えて、私たちもいろいろとお話をうながします。二十六年十一月、案に基づきまして、文化会の審査体制について、ふうに理解しました。また、日本国際博覧会においては、実施されたる体制は整っています。また、昨年たな第二回の準の違反に、実施されたんだ。ただ、先も、文化庁よりも、フオローリーと○緒方委員の対応といふと、理解をしておりましらなる向こうかと思つていて、ただし、「

意味で、審査体
つものがやはり
しましては、競
化全体の振興に
しております。
ましては、日展
組織についての改
しておきます。
話しさせていた
おります。

非常に、か磨につなぐと申します。以前からいところだ」というふうに申してはさることなの

す。

日展問題の渦中であります平成二十五年十一月に、当時の顧問弁護士が当時の理事長に意見書を出して います。私は今ここに持っていますけれども、あえて配付いたしませんでしたが、理事会でも配付された資料だというふうに聞いています。この顧問弁護士は、先ほど言つた、その後の身内かばいのための内部調査委員会を主導した人物だとも聞いています。

その顧問弁護士が当時の理事長に意見書を出した中には、いずれにせよ、疑わなければいいのだと。疑われないようになっていればいいとか、文化庁は日展に好意的であるけれども内閣府はそうでもないとか、そういうた表現が出てきます。これは日展側の本音だと思うんですね。内閣府は公益法人という観点から見ていて結構厳しいぞ、しかし、文化庁はなれ合いが可能な組織だ、そういうふうな雰囲気が日展の中にあるんじやないかと思うんです。

文化庁は確かにされていますよ。なれ合つていいから文化庁は、まだ改革が貫徹されていないにもかかわらず、昨年の日展に対して後援を出したんじゃないですか、そして内閣総理大臣賞を出したんじゃないですか。いかがですか。

○内丸政府参考人 文化庁としましては、厳しく日展にこの間向き合つてまいりました。また、全ての審査過程における外部審査員の導入ですとか、審査員による事前指導や下見の禁止など、日展における改革への取り組みについても促しながら、公正かつ公平な審査が実施される体制が確保されるよう嚴しく対応したところでござります。

今後とも、日展の改革が着実に実行され、一定の公正かつ公平な審査が引き続き実施されるように対応してまいりたいと考えているところでござります。

代から国会の中で議論されています。もともと日展というものは官展でした。官製の展覧会でした。しかし、これが民間団体になったのも、国会で議論が行われ、そこで指摘があつたことを踏まえで改革が行われた。

この数年、せっかく改革の機運が高まつたんでもすけれども、今回指摘したようなことがまた続くようでは、またこれから五十年後とかにまだ同じことをやつてはいるというようなことが続くのではないかと危惧いたしますので、これを機会に改革を貫徹することを文部科学省そして内閣府の方に求めまして、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○中根(一)委員長代理 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美でございます。

休憩前最後になりますけれども、今、多分ぎりぎりの人数しかいないと思いますので、ぜひ着席のままよろしくお願いいたします。

先日来、子供の貧困について超党派で議員連盟が設立され、関係の各団体等々からヒアリングを行っているところでございます。本日は、この問題に関して、幾つかの調査結果をもとに質問させていただきたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○武川政府参考人 お答えいたします。
御指摘の調査研究では、十七歳以下の子供がいる世帯のうち、生活保護費から医療扶助を除いたものを最低生活費と定義いたしまして、それ以下の収入しか得ていない世帯の割合を子供の貧困率としております。就業構造基本調査を用いてこれを算出したところ、全国の子供の貧困率が、一九九二年から二〇一二年まで二十年で五・四から一三・八へ増加した等の結果が得られたものと承知しております。
この調査結果は、学術的な立場から一定の仮定のもとで、実態の把握が難しい子供の貧困状況に對し分析を行つたものとして一つの参考になると考えております。
一方、政府といたしましては、子供の貧困対策大綱において二十五の指標が書かれておりますが、その際の子供の相對的貧困率は、国民生活基礎調査を利用し、OECDの算定方式に基づいて算出したものを用いております。この子供の相對的貧困率も長期的傾向としては緩やかに上昇しているところでございまして、政府としては、大綱に沿つて総合的な施策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。
〔中根（一）委員長代理退席、委員長着席〕
○河野（正）委員 都道府県別にその割合を見ます

○武川政府参考人　お答えいたします。

こうした子供がいる世帯の貧困世帯割合が地域によって差が生じてゐる状況について、政府の認識を伺いたいと思います。

と、地域差が著しいといふこともわかります。沖縄県の三七・五%を筆頭に、大阪、鹿児島、福岡、北海道というふうに続いており、西日本に貧困世帯の割合が高い傾向が見られます。九州では、佐賀県以外は全て全国平均を上回るといった結果になつています。

一般論いたしましては、子供の貧困の状況や実態につきましては、地域によつてさまざま実情が異なるものと考えられておりますが、政府としては、子供の相対的貧困率の算定に当たつて国民生活基礎調査を用いておりまして、その調査方法によりますれば、個別の都道府県の統計上有意な貧困率を算定することは困難とされております。政府いたしましては、二十七年度の補正予算におきまして、各地方自治体が貧困の状況にある子供や家庭の実態等を把握するために活用できる地域子供の未来応援交付金を創設しておりますし、それによつて地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、実情を踏まえた対策を企画立案、実施できるよう、必要なサポートを行つてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 続きまして、国連児童基金、ユニセフは、今月、「子どもたちのための公平性」と題する報告書を発表しております。歐州連合、EU、経済協力開発機構、OECDに加盟する四十一カ国を対象に、底辺に置かれた子供たちが平均的な子供たちからどの程度取り残されているのかを順位づけしたもので、格差が先進国の子供たちの間にどのような影響を与えているかを明らかにしたものであります。

その結果、日本は、子供の相対的所得に関する底辺の格差の順位が四十一カ国中、下から八番目で、学習到達度においては下から一番目となり、格差が大きい方の国というふうな位置づけでございます。

この報告書について、政府の受けとめはいかがでしようか。

○武川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のユニセフの報告書につきましては、これまでOECD等が発表してきた相対的貧困率の層に当たる子供の世帯所得が所得分布の中央値に対してもどの程度の比率であるかに着目した新たな国際比較だけではなくて、さらに加えまして、各国の貧困の程度、具体的には、最貧困から一〇%の層に当たる子供の世帯所得が所得分布の中央値に対してもどの程度の比率であるかに着目した新たな

な分析であると認識しております。

子供の貧困に関する実態は見えにくく、捉えづらいものと言われておりますが、政府といたしましては、子供の貧困対策に関する大綱で二十五の指標を掲げておりまして、まずは、これにより実態を把握した上で、この指標の改善に向けて大綱に掲げた施策を着実に実施していく、施策を進めに当たって、今回の国際機関の研究もしつかりと参考にしてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 この報告書におきましては、やはり国の政策が大事であるということ、五つにわたつて政府の取り組みを提言しています。世帯所得の改善、学習到達度の向上、健康的な生活習慣の促進、支援、主観的な幸福感の重視、公平性を幸福度の課題の中心に位置づけるなどといったものであります。

これまでの貧困対策よりもさらに包括的な支援が求められていると思いますが、こういったことを踏まえて、政府の認識を伺いたいと思います。

○武川政府参考人 お答えいたします。
社会の担い手となるはずの子供の未来が貧困の連鎖等によって閉ざされるということは、社会的損失につながると考えております。

子供の貧困対策は、子供自身ひいては我が国社会の未来への投資であり、国を挙げて取り組んでいく課題であると考えております。

政府といたしましては、平成二十六年八月に閣議決定いたしました子供の貧困対策に関する大綱に基づきまして、当面の重点施策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経渉的支援を取り組むとともに、子供に関する全ての政策分野、児童虐待、青少年育成支援と密接に連携し、おっしゃるように、子供の貧困対策を総合的に、包括的に推進することが必要と考えております。

また、これを受けまして、昨年十二月には、ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクトで、第二子以降の児童扶養手当の加算額の倍増、奨学金の充実、さまざまな資格取得のための資金対応などの多方面にわたりまして、貧困対策を大

幅に充実することといたしております。

今後とも、この大綱に盛り込まれた施策を着実に実施することで子供の貧困の解消に努めてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 この報告書の巻頭に、子供の貧困問題に我が国で取り組んでこられた首都大学東京の阿部彩教授のレポートが掲載されております。

その中では、平均や割合にとどまらず、一番厳しい状況にある人々がどれくらい厳しいかという指標で事実を分析することで、新たな側面が浮き彫りになつたというふうにしております。

これまで我が国では、貧困問題はどちらかといふうと発展途上国で起つている問題で、日本は比較的平等な社会であるという認識が強かつたかと思います。しかし、子供の貧困について、その実態を調べると、子供の貧困問題が我が国の政策課題の上位に上るべきテーマではないかというふうに思います。加藤大臣の認識を伺いたいと思いま

す。

○加藤国務大臣 今、国内での分析あるいはユニセフの分析もお示しがありました。また、子供の貧困に関する二十五の指標の一つであります子供の相対的貧困率、これも、長期的な傾向としてはおおむね緩やかに上昇しているということも承知をしております。また、今非常に子供の貧困は社会問題ということでいろいろ取り上げられておりました。中退しなければならない、学業を断念しないで、そのまままな、本当に貧困あるいはそういった問題で悩む子供たちを見てまいりました。中退しなければならない、子供たちもたくさん見てまいりましたので、本当にそういう実態を把握していくことが大切だというふうに思つております。

まさに、日本の次の時代を支えるのは子供たちであります。その子供たちが、生まれ育った環境によって将来が左右されるということがあつてはならないわけでありまして、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成される環境を整備していくことは、当然政治としての責務だというふうに思っています。

政府においては、二十五年六月に子どもの貧困対策の推進に関する法律、これは議員立法でござ踏まえた今後の取り組みについて、大臣に伺いたい

いますが、全会一致で成立を図つていただきました。これを受けて、子供の貧困対策に関する大綱を策定いたしまして、子供の貧困対策を総合的に推進しているところでございます。

さらには、今超党派でもいろいろ御議論をいただいているということござります。そういった議論も踏まえながら対応していくかなきやいけない。

私自身も、先般、子供食堂を見せていただきました。やはりそこでお話を聞くと、貧困ということだけではなくて、さまざまな問題がそこに凝縮をされているというふうに私は認識させていただきました。そういう中で、主催者やボランティアの方々が、いろいろな困難を抱えている子供たちを見守つて支えていく、まさにそういう社会をつくりていくことが必要だというふうにも感じたところでございました。

いずれにしましても、この問題に、我が国の次の時代を担う子供たちをしっかりと育んでいくという観点から、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○河野(正)委員 私は、精神科の医師として働いておりましたけれども、十年以上、県立高校の校医もさせていただいておりまして、それは心のケア担当でしたので、さまざま、本当に貧困あるいはそういった問題で悩む子供たちを見てまいりました。中退しなければならない、学業を断念しないで、そのまままな、本当に貧困あるいはそういった問題で悩む子供たちを見てまいりました。中退しなければならない、子供たちもたくさん見てまいりましたので、本当にそういう実態を把握していくことが大切だというふうに思つております。

このよだな観点もありまして、現在、政府が官民一体で進める子供の未来応援国民運動、子供の未来応援プロジェクトというのも期待されるわけでもあります、この基金が、なかなか寄附が集まらないなど、思うような成果が上がっていないという声も聞かれてくるわけであります。

これまでのプロジェクトの成果や課題、それを

いと存ります。

○加藤国務大臣 子供の貧困対策を、国民の皆さんとの幅広い理解のもと、また協力のもとで、官公の連携で進めていくことで、昨年十月から子供の未来応援国民運動を進めさせていただきたい。その一つは、今御指摘があつた子供の未来応援基金の創設、そして、子供の未来応援国民運動のホームページ等を通じて、支援情報ポータルサイトあるいはマッチングサイトを通じた情報の発信を行っております。

基金に対しても、さまざまな機会に募金の活動をするとともに、これに御協力、御理解いただきたい。今後は、この基金を踏まえて、草の根で支援を行つて行つて、NPO等を公募した上で、具体的な支援を行つていただきたいというふうに思つていております。

地域における交流、連携事業であるフォーラムを既に東京、大阪で開催させていただいております。また、きょう夕刻には、子供の未来応援国民大会を、国民運動に協力いただける全国団体等にも集まつて、開催することにしておりました。そこで、こうした活動も通じてさらにその取り組みの拡大を図つていただきたいと思っております。

○河野(正)委員 時間がなくなつてまいりましたので最後に大臣に伺いたいのですが、先ほど、東北より北あるいは関西以西と、地域差もあるということを答弁いたしましたところです。こういったこととして、やはり、国として地方自治体の取り組みをしっかりと支えていくことも必要ではないのかな、地域格差もあるわけでございます。

このように、北より北あるいは関西以西と、地域差もあるということを答弁いたしましたところです。こういったこととして、やはり、国として地方自治体の取り組みをしっかりと支えていくことも必要ではないのかな、地域格差もあるわけでございます。そういう声も聞かれてくるわけであります。

○加藤国務大臣 まさに子供の貧困対策を初め、

ズというふうに表現をされるそうであります。これがどんどんどんどん同心円状に広がつていって、東北の岩手県や宮城県ではアゲズといふふうな方言の言葉が残つてゐる。そして、どんどん九州の方に行くと、宮崎県や鹿児島ではアーケージューと言うんですね。同じなんどんことをアーケージューと言うんですね。同じなんどんです。

つまり、こういう古事記に話された言葉、万葉も沖縄には残つていて、言語一つとってもみてみると、日本語を使う日本人が古来から沖縄に住んでゐるということであつて、私たち沖縄県民は紛れもなく日本人でありまして、先住民族ではありません。政府には、国連に抗議をして、こういうふうせん。政府には、国連に抗議をして、こういうふう服できない勧告を撤回させてほしいと思つています。

資料の三をどうらんないいただきたいと思います。
資料の三は、沖縄県の豊見城の市議会が昨年の十二月二十一日に、先住民族だという勧告を撤回させてくれという議會決議をしております。上から四段落目、「しかし」というところから始まるところでありますけれども、「しかし」、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもつておらず、県民の知らないところでのこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。」こういうふうに指摘をしていきます。全くそのとおりだと思います。
沖縄には、まだまだ困難な問題が今もありますよ、これは。基地の問題、戦争を踏まえた歴史的なさまざまの問題。基地の問題なんかは、過重的な負担を解消してほしい、もっと日本国全体で分かち合ってほしい、何とかそういうことが解決に結びつく行動に結びついてほしいという思いをもつふつと、百四十万県民みんな持っています。
歴史という意味では、誇るべき文化も持っています。私自身も、実は、沖縄では琉球王朝絵巻といつて、中国の冊封体制だったときに、冊封使が首里城に来たときに、王様に認めるよというふうにやった絵巻の行列儀式というのを復元したもの

がありまして、私も初めて参加したのは二十年前
ぐらいになりますけれども、そんなものに参加して
て、中国から来た役人さんの格好をして行列を歩
いたりみたいなことをしています。大人も子供も
こんなことをやつたりして、文化を大切にして、
誇りに思って保存している。

も事実上の撤回あるいは修正をするようにしておられますし、ロセスの中で働きかけを行つておられますし、これからもしっかりと行つていきたいというふうに思ひます。

○富崎（政委員） ありがとうございます。
まず、委員は、恐らくこのプロセスの中だけではなくて、もう少し幅広にさまざまな手段をとるべきでないかという思いを持ちながらの今の御指摘であろうというふうに思います。
どういったことができるか、真剣に、そして前広に検討してまいりたい、このように思つております。

このプロセスが、今、木原副大臣が御説明いた
だいたようなものであるということは理解してい
るんです。だから、今まで、次のプロセスのと
きに政府の見解を述べるということをやつてきて
いる。

ただ、私が申し上げたいのは、いま一度検討し
てもらいたいと思っているのは、それでは足りな
いんじやないかと。承服できないんだから、出た
ときに、これが例えば、委員会のプロセスである
かどうかは別にして、これはけしからぬよという
ことで抗議をする、その意思を表明する、こうい
うことが私はあつてしかるべきではないかと思つ
ております。

ですから、ぜひ政府としての取り組みをまた御
検討いただきたいと思ってる次第でございます
ので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、質疑の順を変えて、官房長官にお越しを
いただいておりますので、先にその質問に入らせ
ていただきたいと思います。

ちょっとと質疑の順番を変えさせていただきまし
て、普天間飛行場の危険性除去に伴う代替施設の
建設に関連する、いわゆる辺野古の埋め立てに関
連する訴訟について、沖縄基地負担軽減も御担当

いただいております菅官房長官に質問させていただきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

還を今後五年から七年のうちにと合意をしてから、ついに二十年が経過をした。もう解決してもらいたい、もう終わりにして普天間を返してほしいというのが、我々の偽らざる心境であります。

この和解は、普天間飛行場の危険性除去のために、国と沖縄県知事が延々と訴訟を継続することを回避して、普天間の危険性の除去に向けて大きな前進になるものだと私は理解をしております。

和解をしていただきました。きょう、資料の四として、和解条項のポイントを配らせていただいております。既に周知のことだと思います。

全部で十項目で和解条項が成立をしておりますが、非常に簡潔に申せば、一項で、今やっている裁判はいずれも取り下げる。二項で、埋立工事は直ちに中止をする。三項で、国から沖縄県知事に對して埋立承認取り消しに対する是正の指示をする。そして、県知事はこれを承服しないわけありますので、国地方係争処理委員会に申し出ると、いうところから始まって、四項以下の手続に従つて是正の指示の取り消し訴訟、すなわち埋立承認の是非を問う訴訟を行う。そして、八項を飛ばしまして、九項にあるように、訴訟の結果が出来ます、この結果に対しても、國も沖縄県知事もこれに従つて、その後もお互いに協力をして誠実に対応する。一方、この司法手続と並んで、八項にありますように、円満解決に向けた協議は協議でしっかりとやつてくださいといふものであります。

和解でありまして、和解には勝者も敗者もありません。和解というのは、訴訟の当事者がお互いに譲り合う互譲の精神で行われるものであります。て、どつちかだけ、一方だけに全面的に有利な内

容であれば譲り合つたことになりませんので、双方が知恵を出し合つて、お互いに譲り合つて、合意をして、歩み寄つて、解決に向けてともに前進をしていく合意というのが和解です。これは、私も弁護士を二十三年もやっていますけれども、一般民事訴訟であっても、どの訴訟形態であつても同じです。解決に向けてともに前進をしていくためにお互いが譲り合うものであります。

では、この裁判の和解で、ともにどういう解決に向けた前進があつたのか。これは、九項に示されています。つまり、国と沖縄県知事が、次の裁判所にステージを移した訴訟をして、その裁判で判決が確定をした後は、互いに協力をして誠実に対応するということであります。解決に向けてともに前進といふ内容をお互いに合意し合つたわけです。

次の裁判が終わつても、お互いに、別途に裁判を延々と起こされるということであれば、これは終わりなき訴訟合戦をやるということでありまして、この和解の意味は何もなくなつちやう。また、大きな目で見れば、政府と一地方自治体である沖縄県が訴訟を延々と続けているのが好ましくないということは、よくわかるところであるものであります。

繰り返しですが、和解というのは裁判所に無理強いてするものではありません。お互いにこれまでよしと文言調整もした上で、成立をさせていくものです。

裁判所の和解勧告があつた時点では、双方お互いに和解は難しいんじやないかと言われていた。これは、あえて和解にしつかりと踏み切った政府の考え方、見解、立場を聞かせてもらいたいと思つております。

○菅国務大臣 まず、政府の基本的な考え方であります。我が国を取り巻く安全保障環境というものは極めて厳しい状況にあるということは、国民の皆さんも承知のことであります。そうした中で、日米同

盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険除去を考えたときに、辺野古移設というのが唯一の解決策である、そしてまた、仲井真前知事からいただいた埋立承認、これについては何ら瑕疵はなく、行政判断は既に示されている、そういう考え方へ変わはありません。

しかし、そうした中にあって、裁判所から和解勧告がされるという新たな状況が発生をしました。既に工事も始まつてあるわけでありますけれども、そういう中で、今委員から御指摘があります。たゞ、そういう中で、今委員から御指摘があります。たゞ、そういう中で、今委員から御指摘があります。

そこで、和解の内容に従いました手続につきましては、まだ始まつたばかりでございません。既に工事も始まつてあるわけでありますけれども、このまま国と沖縄県との間で訴訟合戦を延々と繰り広げていくべきではない。また、双方にとつて望ましい結果ではない。そういうことで、今委員がお示しをされました裁判所の和解案を政府は受け入れることにしたところであります。ですから、当然、政府が今行っている埋立工事も中止をしているところであります。

そして、政府としては、和解条項に従つて、今、訴訟と並行で話し合いも実はしております。そして、結果として司法の判断が示された場合には、先ほど説明をされておりましたけれども、その判断の主文のみならず、それを導いた理由の趣旨に従つてお互いが協力していく、そういうことがあります。命に沖縄県と話し合いをさせていただきながら、そしてまた、同時に並行でこの訴訟の中においても國の立場をしつかり述べていきたいというふうに思ひますし、結果として判断が下された暁には、それに誠意を持って対応していきたいというふうに思つていています。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。和解条項を見ますと、迅速を旨にやるということが盛んに示されています。三項と五項、六項に一週間以内に次の手続に移るという項目があるんですけれども、これは、法定期間は三十日以内のものであります。四項では係争処理委員会の審理判断、七項では最終の裁判、これも、迅速にやれ

ているという条項であります。答える範囲で結構でありますけれども、当然これは最高裁まで争われるというふうになると思つておりますが、判決確定までどういう時間的な感覚で進んでいくかというふうに予測をされているのか、教えてください。

○菅国務大臣 和解の内容に従いました手続につきましては、まだ始まつたばかりでございません。既に工事も始まつてあるわけでありますけれども、このまま国と沖縄県との間で訴訟合戦を延々と繰り広げていくべきではない。また、双方にとつて望ましい結果ではない。そういうことで、今委員がお示しをされました裁判所の和解案を政府は受け入れることにしたところであります。ですから、当然、政府が今行っている埋立工事も中止をしているところであります。

そして、政府としては、和解条項に従つて、

○宮崎(政)委員 は、和解条項に基づきまして国地方法争処理委員会や裁判所の審理が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいる所存でございます。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

このような和解でなかなか珍しいというか余り見られない、これだけ何度も何度も迅速に

○宮崎(政)委員 と思います。今政府参考人の方からも御説明がありましたが、私ども地元としてもぜひ早い決着を見ていただきたいと思っておりますので、そのお取り扱いをぜひよろしくお願いしたいと

思つております。

○宮崎(政)委員 そして、一番の和解の肝は九項にあるわけ

○宮崎(政)委員 あります。九項をどういう理解をして和解したのか

○宮崎(政)委員 と、このことについてお聞きしたいというふうに思

○宮崎(政)委員 います。

○宮崎(政)委員 は、是正の指示の取り消し訴訟をやることになるわ

けです。是正の指示の取り消し訴訟をやることになるわ

決着をすることになる、そもそも埋立承認自体の是非が問題になるから。

もう終わりにしてもらいたいという思いの中で私が今回の和解の成立を歓迎しているのは、いつ終わるかわからない、延々と訴訟をやり続ける、例えばわずかの修正が出たときに、修正の手続がまた必要だ、また必要だから印鑑がどうだというふうなことで、またこれも新しい裁判になるみたいなことを延々と続けていつても、宜野湾市民は置いてきぼりなんですよ、その中では。だから、もう終わりにしてもらいたい、決着をつけて。

私は、裁判所のやることですから、これは行政なり立法機関なりがとやかく推進をする話ではないといふことをよく理解しております。ただ、裁判所で和解をしていなければ結論になつていったとしても、しっかりとこれに対応していくう意のもとで潔い和解を今回していただいて、それはやはり、私たち宜野湾の人間から見れば大きく解決に向かって前進をしてくる、一時期工事がとまるようなことがあっても、もう決着をつけてくれるんだという意味での思いが非常に強くあります。だから、私はこの和解の成立を歓迎したいと冒頭申し上げたわけであります。

官房長官に先ほどもお答えをいただきましたが、この手続を進めていたので、私たちは早くこの普天間の問題を終わりにしたいと思っていました。再度、これに取り組む御決意を聞かせていただきたいと思うんです。

○菅国務大臣 まさに普天間飛行場は、住宅あるいは学校、そうしたものが飛行場と隣接している、世界で最も危険な飛行場だとも言われております。そういう中で、二十年前に、先ほどお話しいただきましたけれども、当時の橋本首相とモンデール駐日大使の間で、まさに危険除去なんだ、そして固定化を避けるという形で合意した。二十年間、進んでこなかつたわけであります、いろいろな方が、沖縄県も何回となく話し合いをする中で解決できなかつた。結果として、安倍政権の中で埋立承認を知事から正式に頂戴しまし

た。

それと同時に、政府としてはやはり現在の普天間飛行場の危険除去というものを一日も早く解決しなきゃならない、そういう意味で、三つの機能のうちの二つの機能ですね、空中給油機を山口県の岩国に移設することに成功しました。そして、緊急時の発着の飛行機についても、そこは九州で受け入れること、ここも了解をいただいています。さらに、今残っているのがオスプレイですけれども、オスプレイの整備工場は木更津に決まりました。

いずれにしろ、今回の和解条項に従つて判断が一日も早く示されることによって普天間飛行場の危険除去、固定化というのを絶対避けたい。そういう意味で、私ども、全力で頑張つてしまいりたいと思いますし、また現在、この和解条項に基づいての訴訟、それと同時に沖縄県との間の協議、こういうことも真剣勝負で進めていきたい、こういふふうに思っています。

○宮崎(政委員) ありがとうございました。この問題、返還合意から二十年でありますので、ことしで解決に向けて大きく前進ということであつてもらいたいと思っておりますので、官房長官、どうぞよろしくお願ひいたします。

官房長官、以上で結構でござります。ありがとうございます。次に、話をかえさせていただきまして、一億総活躍実現のためのNPO法人の活動に関連する質問をさせていただきたいと思っております。

一億総活躍社会実現のためには、ともに助け合う社会、さまざまつながりの中で、特に地域の中で団体の活動が広がっていくことが不可欠であります。そこで、NPO法人というのは、その一翼を担うという意味で非常に重要な存在であります。

NPO法人については、東日本大震災からの復興の過程でも、社会的課題の解決に責任を持つ存在として非常に大きな存在であったと認識しております。そして今、政府の重要政策であります一億総活躍社会の実現には共生社会というものをつくりしていくことが不可欠でありますが、共生社会の担い手としても重要な存在であります。そして、その活動を支える寄附の充実に向けた機運の醸成を図っていくことが必要であります。

昨年、日本で初めて、民間非営利組織、企業及び行政等の多様な主体が協力し合つて、十二月を

次の社会問題解決に使うかというようなことで、NPO法人の活動も進める。

そこで、さまざまな原資も含めて、寄附に使う、寄附というものも醸成させながら、寄附文化をしっかりとつくっていくということも我が国にこれから求められている大きな政策課題ではないかなどいろいろ思っています。

日本人はキリスト教的な施しをするという宗教的な思想背景を余り強く持っていない、それが寄附が余り進んでいない理由の一つであるとよく言われています。ただ、今回の震災対応でも多くの寄附が集まっている。特定をすれば、例えば野球の阪神に在籍していた赤星という選手が、盗墾をするたびに車椅子をプレゼントするみたいな、寄附をすることに對して社会的な理解が深まつていた。

寄附の文化を醸成していくことも政府として取り組んでいく非常に重要な措置だと思っています。寄附文化を醸成すること、また、ちょっと重ねて、さまざま税制上の措置をとつていくことの必要性みたいなものに関して、これからどういった取り組みをするべきとお考えになつているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高木大臣政務官 宮崎委員におかれでは、NPO法人の活動に御理解いただいて、活動の活発化に積極的に取り組んでいただいているものと承知しております。

NPO法人については、東日本大震災からの復興の過程でも、社会的課題の解決に責任を持つ存在として非常に大きな存在であったと認識しております。そして今、政府の重要政策であります一億総活躍社会の実現には共生社会というものをつくりしていくことが不可欠でありますが、共生社会の担い手としても重要な存在であります。そして、その活動を支える寄附の充実に向けた機運の醸成を図っていくことが必要であります。

昨年、日本で初めて、民間非営利組織、企業及び行政等の多様な主体が協力し合つて、十二月を

間いたしました。この期間中にさまざま取り組みが実施されたわけであります。政府としても、企画検討の段階から積極的に参加し、情報発信などを通して推進してきたところであります。

民間においても、例えば書き損じたはがきだとか切手、あるいは衣服や本などを寄附するもつたいい寄附、あるいは寄附つき商品、クラウドファンディングといった創意工夫のある取り組みが実施されておりまして、こうした取り組みも寄附文化の醸成に資するものと認識しております。

政府としても、今後も民間等と連携して、寄付月間のさらなる充実、それから教育現場における寄附教育の推進等によつて、NPO法人等への寄附充実のための機運の醸成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮崎(政)委員 ありがとうございました。私は地元沖縄で、更生保護協会の理事長というのをずっと長いことやっていまして、これは刑務所から出た人とか少年院を出した子たちの支援をするんですが、やはりなかなか資金の手当てができるない。

イギリスなんかでは、ソーシャル・インパクト・ボンドということで、こういった人たちに使う事業を民間投資家から出資してもらって、政府が、KPIをしっかりと、成果が上がった、できたところにはプレミアムをつけて償還するという制度がありますので、ぜひ、こういったこともあるかなと思っています。けれども、文化財の活用についてお聞きをしたいと思つております。

きのうですけれども、馳文部科学大臣から文化財活用・理解促進戦略プログラム二〇二〇の策定というのを公表していただいたことに触れましてお聞きをしたいと思つております。

最後になりますけれども、文化財の活用についてお聞きをしたいと思つております。

この度は、文化財を観光振興に欠かせない貴重な資源として使うと書いてあるわけです。まず前提として、文化財を観光資源として活用することに、何か法律上の制約というのは大きいんだと思

うんですけれども、どういう制約があるのか簡潔に御説明いただければと思います。

○義家副大臣 この制約についてですが、復元等に伴つて史跡等の現状変更等が必要な場合には、文化財保護法の規定に基づき、文化庁長官の許可が必要になるなどの一定の制約があるところあります。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

確かに、文化財でありますので、後世につなぐという意味で、毀損があつちやいけないと、ともよく理解はできるところがありますが、活用もしていかないといけない。

私の地元の沖縄ですと、琉球王国のグスク及び関遺産群というのがあるんですね。これでいろいろいつけあらんです、座喜味城だ、中城城だといったあるんですけど、今行くと城壁しかなかなかこれは難しいということになつてくると思ひます。

ただ、そこに例えればプロジェクトマッピングをしていくみたいたいことであればできるんじやないかというような気もしますし、例えば首里城みたいなものであれば、正殿の前に大きなお庭、これは方言でウナーと言うんですけれども、ウナーという庭があるんです。そこでは、先ほどちょっと申し上げた、冊封使というのが来たときの、王様に謁見をするときの儀式みたいなものが行われていた。こういうものを見せていく、見ていただくことによって、生き生きとした文化財の活用と観光資源としての利用ができると思っております。

○西村委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 民進党の大串でございます。

私は、文化財というのは、いずれも歴史的、文化的な背景があるから文化財になつてゐるわけで、文化財として指定されているわけであつて、国民にも観光で來た外国の方にも、文化財本来の価値を理解してもらいうなこと、観光関連で利用することもまた文化財の保護と言えると思うんですけれども、こういった形での、今回大臣から

も公表されていたものを含めて、文化財の活用についての方向性というんでしようか、政府の決意を聞かせていただきたいと思います。

○義家副大臣 御指摘いただきましたように、現在、守りの文化から攻めの文化という形で、観光振興にいかにつなげていくかというプロジェクトを文部科学省内でも進めております。

文化財を毀損せずに活用するユニークベニューの例として、重要文化財を結婚式場として利用したり、あるいは史跡においてオペラを上演したりする取り組みのほか、世界遺産姫路城におけるプロジェクトマッピングや、史跡、天然記念物である屋島における城門遺構CG復元作成作業等が行われているところであります。

文化庁といたしましても、文化財をより一層活用することは最重要であるという認識のもとで、委員御指摘の、文化財活用・理解促進戦略プロジェクト

具体的には、日本遺産を初めとする地域の文化財の一体的活用、国内外に向けたわかりやすい解説の充実、多言語化、適切な周期による修理や、

次の修理までも文化財を美しく保つ美装化、三つ

目として、文化財を開催場所として活用、先ほど申し上げたユニークベニューなどをした文化イベ

ントの積極的な開催等であります。

今後とも、地域の声あるいは委員の声等も生

かしながら、より強化して、実効性のあるものに育て上げてまいりたいと思つております。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。終わ

こうとされている強い気持ちがあられるのか、私は疑問に思いますね。

一般質疑だからいいのかということかと思いますけれども、この後には、人工衛星あるいはモートセンシングの法案の提案理由説明となつてます。これも、宇宙利用、安全保障そして産業、科学技術と、安倍内閣にとっては極めて重要な案件だと思うからこそ、提案理由説明もお受けしようということで私たちも考えているわけでござります。

きょうの質疑が流れ、この提案理由説明が流れてもいいのかとこっちが思つてしまふような状況がこの午前中も何回ありました。このことに関してはぜひ委員長からも善処方いだきたいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 本日は各委員会が開かれておりましたのでやむを得ない面はあります、各党ともに、特に与党理事におかれは定数確保、しっかりと確保するようにしてください。

○大串(博)委員 各委員会が同時に開かれているのはわかります。これも、与党の皆さん、いろいろな法案を今回出されていて、それに対応したいと要求されます。それも私たちはわかります。

国にとって大事なことなど思うからこそ、いろいろな委員会の御要望に応じながら私たちも来てゐるわけです。各委員会で人がまたがつてゐるのは私たちも同じです。ですから、ぜひ真摯に、政策を前に進めていきたいのであればそういう態度で臨んでいただきたいというふうに申し上げさせていただきたいと思います。

さて、質問に入らせていただきますが、まず、熊本地震に関連することあります。

おととい、私、実は熊本に行つてまいりました。現地を視察してまいりまして、大変な状況だつたのを非常に目の当たりにしました。亡くなられた皆さんにお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さんにお見舞いを心から申し上げたといふふうに思ひます。そして、どうやつて支えていくのかということを真摯に考えなきゃならないなどということは、皆さんと同じに感じたところ

でございます。

それだけ非常に大きな影響を我が国全體にも、そして固有の地域にも及ぼしかねないこの熊本地震でございますけれども、これに関して、経済、景気に非常に大きな影響を与えるかもしれないという感じも私はしました。実際、九州の方は、観光なんかも含めて、当該地だけじゃなくてかなり幅広く影響が出てくるかなという感じもしております。

そついた中で、補正予算を編成する等々の指示も總理から出でているわけでありますけれども、まず一つ確認させていただきたいのは、前回私が質疑の中でたどりさせていただいた確認させていたいたことの流れの中でありますけれども、消費税の問題です。

来年四月からの消費税引き上げに関しては、今回熊本地震が起り、まだ予断を許さないという時期にありますけれども、消費税に関する政府のスタンスは変わりないということなのか、この点は菅官房長官に御答弁をいただきたいと思います。

○菅国務大臣 総理が繰り返し国会等で答弁をしておられますように、来年四月の消費税率一〇%への引き上げについては、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り予定期おり実施する、その方針には変わりありません。

私たちとは、経済の好循環を力強く回していくことによつて景気を回復するという状況をつくり出していくことがまず大事だというふうに思つています。

私たちとは、経済の好循環を力強く回していくことによつて景気を回復するという状況をつくり出していくふうに思つています。そして、どうやつて支えなくてはなりませんけれども、このままではまだ余震が継続的に発生しております。政府としては、非常災害対策本部を設置して、警察、消防、自衛隊、さらには海上保安庁、医療部隊、現在、三万人体制で行方不明の方の捜索や被災地の生活支援を実施し、全力で取り組んでいるところであります。

そして、先ほど委員からの発言もありました特

に観光については、熊本県だけでなくて九州周遊全体に影響を及ぼす可能性がある、そういうことでも政府として承知をしておりまして、できる限りそうした影響を最小限に抑えることができるよう、そうしたことでも今全力で取り組んでいるところあります。

○大串(博)委員 今おっしゃいましたように、まだ余震も続いている間に、避難をされている方々も多うございます。これから状況も見えてくるところもまだあるかとも思います。

そういう中で、今おっしゃいましたように、来年四月からの消費税に関しては、リーマン・ショックあるいは大震災級のことがない限り予定どおり引き上げていく予定であるということでありました。

一般、この委員会では、リーマン・ショックとはどういうものかというような話の議論をさせていただきました。石原大臣とも議論をさせていただいて、現下の経済状況は非常に厳しいのではないか、こ

ういうふうな流れの御発言がございました。

さて、翻つて今回の熊本地震が現地でも、今回の熊本大地震也非常に厳しい状況は現地ではあります。これが、私もなかなか判断に悩むところではありますけれども、総理がおっしゃっている大震災級と言われるものに当たるという理解なのかどうか、現段階での判断を官房長官にお尋ねしたいと思います。

○菅国務大臣 委員も現地を視察されて、現地がどのような状況であるかということをつぶさに見てこられたというふうに思っています。まさにこの避難生活、いまだに五万人を超える方が避難所で生活をいたしております。現地においては、倒壊をした家屋、そのごみも山のような状況が続いているということであります。

政府としては、まさに復旧対策に今全力を挙げ

てあるところであります。そうした熊本県の現状を打開するためには補正予算案を提出させていただい

て、野党の皆さんにも御協力いただく、そして迅速に成立をさせて、とにかく被害に遭った皆さんに安心していただき、そして復旧工事は迅速に行

う、そういうことで今全力で取り組んでおりますので、今お尋ねがありましたことについてお答えをさせていただくよう余裕がないというんですか、今はもぜひ御理解を賜りたいと思います。

○大串(博)委員 常に状況は変化します。経済状況もしかりです。経済状況に関しては、先般のこの委員会での私の質問に対して石原大臣は、リーマン・ショック級の状況かというと、当時と今が同じ状況だという認識を持ち合わせておりません、こういうふうにはつきりおっしゃいました。

今、熊本地震がいわゆる大震災級かということに関しては、菅官房長官は、対策を今しつかりやっている、よって、大震災級かどうかを判断する状況ではない、御理解をいただきたいというよ

うな発言でございました。すなわち、リーマン・ショックが大震災か、そうでなければ消費税の引き上げは予定どおり行っていくんだというある意味の考え方からすると、大震災に当たるかどうかというのは今のところまだ判断を留保している

ということをやっている、ようつて、大震災級かどうかを判断する余地が残されているというふうに私は解釈いたしますけれども、そういう理解でよろしいで

しょうか。

○菅国務大臣 これは、今回の地震が発生する前からも同じような議論、いろいろなところで私は呼ばれてお答えをさせていただいておりますけれ

ども、リーマンや大震災級、そうした大きな変動がない限りにおいては予定どおり行う、そういう

ことをお答えさせていただいています。

今、この熊本の地震がどうかという委員のお尋ねの中で、今まさに復旧、救助捜索に私どもは全

力で取り組んでいますので、そのことが当たる当たりないという判断をするような余裕は全くない

ということであります。

○菅国務大臣 その判断をするまでというよりも、まさに現場の捜索救助活動、生活支援に私どもが政府挙げて全力で今取り組んでいる段階でありますし、そしてまた補正予算案もお願いをさせていただいて、何としてもこの現状を一日も早く解

決する、そこに現時点においては全力で取り組んでいます。そういう段階でありますことをぜひ御理解いただきたいと思います。

○大串(博)委員 もう一度御答弁をお願いしたいと思いますけれども、御努力をされているのは本当によくわかります。私たちも補正予算も含めていろいろな議論に御協力していらっしゃるのは、いろいろな議論に御協力していらっしゃるのは、

今、政調の代理を預かっているので、与党の皆さんとも具体的ないろいろな議論をさせていただきたいと思います。

きょうは財務省からも坂井副大臣に来ていただきおりますけれども、私、一つちょっと気にな

るといいますか、お尋ねしたいなと思つたのは、どのくらいの規模になるかこれからまた考えられるんだと思いますけれども、財源をどうされるの

だらうか。

○大串(博)委員 そつすると、今は判断をするような状況、余裕がないという言葉をおっしゃいましたけれども、その流れからすると、論理的に言

うと、今後の状況次第においては大震災級と判断

する余地が残されているというふうに私は解釈いたしましたけれども、そういう理解でよろしいで

しょうか。

○菅国務大臣 これは、今回の地震が発生する前

からも同じような議論、いろいろなところで私は呼ばれてお答えをさせていただいておりますけれ

ども、リーマンや大震災級、そうした大きな変動

がない限りにおいては予定どおり行う、そういう

ことをお答えさせていただいています。

今、この熊本の地震がどうかという委員のお尋

ねの中で、今まさに復旧、救助捜索に私どもは全

力で取り組んでいますので、そのことが当たる当

たりないという判断をするような余裕は全くない

ということであります。

○大串(博)委員 そこのところはまだ判断の余地

があるということだと思います。

○坂井副大臣 今回の補正予算は、総理の指示にありましたように、被災者支援に要する経費それから熊本地震復旧等予備費という二つの予算を計上するものでございます。

この熊本地震復旧等予備費につきましては、把握できる被害額や過去の震災における対応額等も参考にしつつ、当初予算の予備費等と合わせて十分の備えをするという観点から検討していくつもりでございますが、これらに必要な予算額そして

今御質問の財源につきましては、今後速やかに検討してまいりたいということでございます。

○大串(博)委員 なかなか今の段階ではまだ答えは出でないということだと思いますけれども、

非常に悩ましいところでいらっしゃると思います。やはり十分な規模も確保しながら、しかし財政状況にも配意しながらということで、先ほど申しましたように、私たちのときには、マニフェストに書いた子ども手当や高速道路無料化、これだけは私たちとしてやりたいと思ったものを我慢しながらやつたという経緯があります。そういったことも含めて、今後いろいろな議論をさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申しましたように、この大地震はやはり経済に大きな影響を与える可能性があるという視線で対策も打つていかなければならぬといふうに思います。月例経済報告なんかにも、今回「熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」という記述も政府の態度として加えられましたね。これは正しい態度だと私は思いました。これから状況をよく見ていただきたいといふうに思いますが、それほど景気の状況は予断を許さないと私は思っているんですね。

そういうこともあって、先般、総理から予算の前倒し執行という話がございました。公共事業等、前倒しできる、前倒しの性質に値するものに對して、八割程度が契約済みとなることを目指して上半期にやつてくださいということですけれども、これは景気に對する備えということでありました。

私が思ったのは、ぜひ石原大臣にお尋ねさせていただきたいんですけど、この間も私の質疑のときになつと頭出しさせていただきましてけれども、予算現額で十二・一兆円の八割が上半期で契約済みとなるということなんですね。そうすると、下半期でいうと、十二・一兆円の八割がもう既に契約されて、残りは少ししか残っていないな、つまり二割分しか残っていない。ざくつと言ふと、十二・一兆円の八割ですから、十兆円弱ぐら

らいが契約済みになつていて、下半期には二兆円強しか残っていない、こういうことになるわけであります。

約十兆円近くの落差があるわけです。十兆円近くというと、GDP比でいうと二%近くのいわゆる公の需要が落ちるということが生じるわけです。ここは、今の経済状況のことを考えると、やはり経済財政担当大臣として何がしかのことは当然考えておかなければならないのじやないかなと

いうふうに思つてます。

GDP比二%分の落ち込みというと、なかなか並みの対応ではできないと私は思いますよ。普通であれば補正予算を組むとか、今回は地震のための補正予算ですけれども、景気そのものに対する必要がある。」といふうに思いますが、それほど景気の状況は予断を許さないと私は思つてます。

一方で、いろいろなスケジュールを考えると、上半期にそれだけの執行をしようということですから、下半期に切れ目なく財政が出ていくといふことを考へるのであれば、補正予算を組んで国会に出していくという期間は夏、八月、九月になります。これらに合わせて八割の執行となる。

早期実施といふことはもちろんでれども、やはり二十八年度の本予算についても効果を發揮させていくことが重要で、まだ現実に全て動き出したわけではないといふこともぜひ考への中に入れていかなければならぬ。実際に、本当に契約ベースから実質の工事に移つて、またその工事が完成することによつていろいろな影響が出てくる。

委員の御指摘のとおり、やはり熊本も含めて景気の状況をよく見て、そして前倒ししているものがどういうふうに社会に役立つていくのか、どういう経済影響があるのか、こういうものをもう少しそ見させていただきて、委員が御指摘のよう、それ以外にも下振れリスクというものは世界経済の中にあるわけですから、そんな中で今委員が御議論をされているようなものは議論の俎上に上がつてくる、こんなふうに理解をしているところがでございます。

○大串(博)委員 もう少し先を見ながらといふこと

で、私はわからぬでもないですけれども、明らかに下半期になると、さつき申し上げたように、GDP比で二%近いギャップが生じるわけです。既に契約されて、残りは少ししか残っていないな、つまり二割分しか残っていない。ざくつと言ふと、十二・一兆円の八割ですから、十兆円弱ぐら

らが、そういう声が全く今聞こえてこない。むしろ衆議院を解散するかどうかみたいな話になつて、七月以降の先の話が全く聞こえてこないんですね。経済運営としては、菅官房長官、私はちょっと残念な感じがします。やはり継続的に先行きも含めて、どういうふうな経済対策を安堵政権が打たれるのかということはしっかりと見えています。

そこで、大串委員が御指摘されましたように、月例経済報告で、熊本地震の経済に対する影響とそれを書かせていただきました。長官との御議論の中で規模をめぐって地震の評価の話がございましたけれども、これにはもう少し時間を持ったとしても、その評価というものを、影響です

たしまして、その評価といふものを、影響です

ね、させていただきたいと思っております。

そんな中で、経済対策のお話を出てまいりました。

前倒し執行につきましては、大串委員は財務省にも長くいらっしゃつたからもう御存じのことだと思いますが、十二兆円の中の通常ですと七割程度のものが、一割上乗せして八割の執行となる。

早期実施といふことはもちろんでれども、やはり二十八年度の本予算についても効果を發揮させていくことが重要で、まだ現実に全て動き出したわけではないといふこともぜひ考への中に入れていかなければならぬ。実際に、本当に契約ベースから実質の工事に移つて、またその工事が完成することによつていろいろな影響が出てくる。

委員の御指摘のとおり、やはり熊本も含めて景気の状況をよく見て、そして前倒ししているものがどういうふうに社会に役立つていくのか、どういう経済影響があるのか、こういうものをもう少し見させていただきて、委員が御指摘のよう、それ以外にも下振れリスクというものは世界経済の中にあるわけですから、そんな中で今委員が御議論をされているようなものは議論の俎上に上がつてくる、こんなふうに理解をしているところがでございます。

○大串(博)委員 もう少し先を見ながらといふこと

で、私はわからぬでもないですけれども、明らかに下半期になると、さつき申し上げたように、GDP比で二%近いギャップが生じるわけです。既に契約されて、残りは少ししか残っていないな、つまり二割分しか残っていない。ざくつと言ふと、十二・一兆円の八割ですから、十兆円弱ぐら

政治のスケジュールと絡めて言うと、先ほど申しましたように、今回、参議院選がある、参議院選はダブル選挙かとも言われている、そういうことを書かせていただきました。長官との御議論の中で規模をめぐって地震の評価の話がございましたけれども、これにはもう少し時間を持ったとしても、その評価といふものを、影響です

流れが全く見てこないんですね。解散は総理の専管事項ですから最後までわからない、これはあつていいことだと私は思いますよ。あつていいことだと思ひますけれども、それによつて経済政策の先行きが見えなくなるというのは、私はいかがなものかなという感じがするんです。

経済を第一にするというふうに安倍総理がおしゃつてているのであれば、私は、今の態度は矛盾しているのではないかなどということを思ひます。

この点を指摘させていただきたいといふうに思ひます。

次に、TPPの関連で特に農政の話をさせていただきます。ただいまのところ、これは「農業を第一にする」というふうに安倍総理がおしゃつて、坂井副大臣、こちらで結構でございました。ありがとうございます。

TPPの話、農業の話で、伊東副大臣に来ていただき、ありがとうございます。

TPPを受け、あるいは受けなくててもそぞうに思ひます。

TPPの話、農業の話で、伊東副大臣に来て

ただきました。ただいまのところ、これは「農政新時代」、今回のTPPの合意も受け、いわゆる総合的な対策も打ち出されたことを受けてこういうパンフレットもつくれられて、いろいろな施策を打ち出されていらっしゃいます。これはこれとして受け取らせていただきたいといふうに思ひます。

ただ、私がちょっと心配しているのは、ややもすると、攻めの農業という言葉を言われますけれども、そちらにのみ走り過ぎて、広い視点を失つていいか。例えば、私の地元の話でいうと、私は佐賀県なんですが、比較的戦略的にいろいろなことを考えて、二毛作も行い、やつてきたところなんですね。集約化、大規模化、法人化、こういったことが攻めの農業といふことからすると推し進められていくわけです。私が非常に懸念しているのは、それが余りにそちらの方に偏

れてるんだろうか、そういうふた思いで、人ごと思えず見守っている、また、何か支援ができるのかと考えあぐねている、そんなお声をたくさんいただきました。

当然、今回の地震災害と東日本大震災というのは、地震、津波そして原発事故で複合災害でございましたので、単純に比較できないのは重々承知でございますけれども、そういう中でも、いろいろな生かされた教訓というのはあったのではないかといふうに私は思つておるところでございました。

例えば、水、食料、また燃料、こういつた分野は早期に政府としても対応いただいておりまして、避難所間のミスマッチというのはあるやに聞いて、避難所間のミスマッチといふうに思つております。

また、今回の災害の中で車中泊の問題がたくさん報じられているわけでござりますけれども、車中泊は、東日本大震災を経験した方からすると、何でそんな状況になつておるんじやないかといふうに率直な量がある程度確保されているという状況もあると思います。

考えてみると、東日本大震災の折は、いろいろな要因があつてやはり燃料が全く届かないという実態があつて、車中泊をすることすらできなかつたわけでございまして、そういう意味でも、そういつた燃料が行き届いているというのも一方で反面的に見られるんじやないかといふうに考えておるところでござります。

河野大臣におかれましては、この内閣委員会の所信の中でも、東日本大震災やその後に起きた災害の教訓を踏まえ、災害対応能力の向上に努めるというふうに述べていただいております。まだ災害の全く落ちつかない状況の中で、大変お答えしにくいこともありますし、また御決意を河野大臣にお伺いさせていただきました

す。

○河野国務大臣 今度の熊本地震は、発災直後に非常災害対策本部を立ち上げまして、また、その本部のもとに被災者生活再建支援チームをつくりました。その中で、省庁の垣根を越えて、また切れ目ない支援をきちんとやる体制が早く整つたと

いうのは非常にいいことではないかと思います。また、これまでの教訓を踏まえまして、とりあえず国からラッシュ型で大量の食料と水を送らせていただいて、ある程度現地で水、食料が行き渡つた段階で次の必要なニーズ、ブル型に切りかえたのではないかといふうに思つております。

えず国からラッシュ型で大量の食料と水を送らせていただいて、ある程度現地で水、食料が行き渡つた段階で次の必要なニーズ、ブル型に切りかえたというオペレーションもそれなりにうまく転換できたのではないかといふうに思つております。

また、発災直後から、全国知事会を初めとして、次に例えれば家庭の応急危険度判定が必要になるだろう、そのための人材を投入する用意があるという申し出もいただきましたので、それぞれの自治体から必要な人材を早急に送り込んでいただけ、先手先手に手を打つことができたといふのは大きいことではないかと思つております。

今回の特徴といたしましては、車中泊をされる被災者の方が非常に多い、また、指定された避難所以外に避難をされている方もかなり多いといたことがございまして、なかなかそこは行政が当初把握しきれなかつた部分もござりますが、さまざまNGO、NPOが入つていただき、あるいはその後に看護師さん、歯科医師さん、薬剤師さん、あるいは医師会によるJ-MATのチームなどが入つていただき、そうしたところにもきちんと巡回をしてニーズを酌み取ることができた、また情報を発信することができたというの

は、これは今までの積み重ねと言つてもいいんでないかと思います。

特に物資の輸送等につきましては、さまざま企業、自治体間で結んできた協定が役に立つた部分というのはあると思いますし、また、避難所のニーズを酌み上げるというところで、情報システ

ムを使った新しい試みというのもやらせていただ

くようになりました。これまでのさまざま積み重ねの上に今日があるかなと思つております。大変多くの方が被災をされておりますので、そ

うした方が一日も早く安心してもの生活に戻れるように、政府としては最大限努力をしてまいりたいと思っております。

○真山委員 ありがとうございました。想定される課題に対し先手先手で手を打つていただきてあります。引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

一点だけ、具体的なことをお聞きさせていただきたいと思います。

避難所における食事の提供についてお聞きさせていただきますけれども、現在はパン、おにぎり、カツブ、麺、レトルト食品が主でござりますけれども、災害救助法では、一人当たり一日千八十円の食事提供が可能であり、弁当の提供も可能であります。昨年の常総市の水害の折にも一部聞かれた問題ですけれども、そうした運用が可能であることを現場の避難所運営の方がわからなかつたためか、数週間、また一ヶ月近く、避難所でパンやおにぎりだけの食事をせざるを得なかつたといふ話も聞いております。

こうした状況に対応するために政府の被災者支援チームを送り込んでいたというふうに認識しておりますけれども、避難の長期化が想定されることから、避難所における食事の提供状況について確認していただきたいと思います。

者の方は、不満を言うことがぜいたくを言うこと

と思つて言いづらい面もあるうかと思ひますので、ぜひ、政府の積極的な取り組みによつてこういった状況を、今後、これらのテーマになろう

と思いますけれども、改善していただきたいと思ひますので、こちらは政府の答弁を求めさせていただきます。

○総合政策参考人 お答えいたします。災害救助法が適用されまし

たは、発災後に職員を派遣いたしまして、被災県と

共同で災害救助法の説明会を市町村向けに開催いたしまして、避難所運営に関します国庫負担の基

本的な仕組みを初めとしまして、被災者に利用可能な制度の周知を図つていくことなど、被災者に対します応急救助が適切に実施されますように説明、助言を行つております。今回の熊本地震におきましても、四月二十日と二十一日、二回説明会を行つております。

また、発災後二十四時間、昼夜を問わず対応していきますけれども、県からできる体制を国としましても組みまして、県から問い合わせを受ける、そういうふうなことに對します。

内閣府といたしましても、今後とも、こういつた取り組みによりまして、災害救助法の救助内容等につきまして周知徹底に努めていきたいと考えております。

○真山委員 迅速に対応はいただいておるかと思いますけれども、やはり、多分、内閣府防災担当の方々、職員の皆さんは大変そのあたりをよくわかつていらっしゃると思いますけれども、現場の自治体の職員などは初めての経験でございまして、ぜひ丁寧に対応いただきたいと思います。

それでは、テーマをかえさせていただきまして、食品の安全についてお聞きをさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、私は福島県でございまして、やはり放射性物質のリスクコミュニケーションについてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、東日本大震災から六年目にに入りましたけ

れども、この原発事故による福島県の多くの農林水産物への風評被害、灾害も含めて、それは今も続いておりまして、各自治体、さまざまな団体、また生産者の皆さんがさまざまな努力を重ねられていますのが現状でございます。

そこでお聞きさせていただきますけれども、現在の福島県における食品の放射性物質の検査体制とその検査結果について、厚生労働省に伺います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

食品中の放射性物質の検査につきましては、国が定めたガイドラインに基づき、地方自治体におきまして、食品の品目ごとに、放射性物質の検出状況や生産、出荷等の実態に応じまして、計画的にモニタリング検査を実施しております。福島県におきましては、これらに加え、米の全袋検査などにも取り組んでいると承知をいたしております。

福島県におけるこれまでの放射性物質の基準値を超過している食品の割合の推移でございますが、平成二十四年度四・〇%、平成二十五年度一・五%、平成二十六年度〇・七三%、平成二十七年度〇・一七%であり、減少傾向にござります。

○真山委員 今、米のことについて触れていただきました。福島県産の米については、全量全袋検査といつて、全て検査をしたものが出荷されております。そういう検査だけではなくて、田んぼの土壤の除染、カリウムの散布等による吸収抑制対策、出荷段階での先ほどの全量全袋検査、また食事に回る手前で陰膳検査ということで、さまざまな検査であつたり取り組みが実施されているわけでございまして、先ほどの全量全袋検査は、平成二十七年産米は一千四十七万点を全量全袋検査しまして基準値超えはゼロという状況でございました。

次に、消費者庁にお伺いをさせていただきますけれども、消費者庁におきまして、食品と放射能に関する消費者意識の実態調査、平成二十五年以降、七回にわたりまして実施をされておられますけれども、その調査結果について消費者庁としてどのような分析、評価をされているのか、お伺いさせていただきます。

○吉井政府参考人 お答えいたします。

消費者庁では、委員御指摘のとおり、平成二十二年の二月から、風評被害に関する消費者意識の実態調査を半年ごとに実施しております。

この調査によれば、特定の産地の購入、例えば

福島県産の購入でございますけれども、それをためらうというふうに回答した者が減少するなど、これまでの消費者の理解の増進のための取り組みが一定の成果を上げているものと評価できる結果となっております。

ただ、一方で、事故から五年を経過いたしまして、消費者が食品中の放射性物質に関する情報などを得る機会が減少しておりますことから、例え

ば、放射性物質の検査が行われていることを知らないというふうに回答した者が増加をすると、検査等に関する知識や理解の度合いの低下が見られたところでございます。

消費者庁では、先ほど厚生労働省の方から御説明がありましたとおり、放射性物質の検査結果や皆様の理解の増進に努めていくことが重要であると考えているところでございます。

○真山委員 先ほど言いました検査結果、ふえていないではなくて、ふえているんですね。つまり、知らないという人がふえているのが実態でございます。

次に、海外の状況についてお伺いをさせていただきます。

今現在、輸入規制を行っている国がありますけれども、その多くは科学的根拠にはなかなか乏しい内容でございまして、厳格な検査体制を行つてゐる福島県の立場からすれば、到底納得のいくものではございません。

我が国の農林水産物の食品に対する輸入規制の状況及び規制の撤廃、緩和に向けた海外に対する情報発信の取り組みについて、農林水産省に伺います。

○大角政府参考人 お答え申します。

東京電力、福島第一原子力発電所事故に伴いまして、諸外国・地域におきまして、我が国産の農林

水産物、食品に対し、放射性物質に関する輸入規制が設けられたところでございます。

こうした輸入規制に対しましては、さまざまなかつて、科学的データに基づき撤廃、緩和機会を捉えて、科学的データに基づき撤廃、緩和するよう求めてきた結果、規制を設けている国・地域の数は、事故後の五十四から現時点では三十

七にまで減少しているところでございます。

その一方で、我が国にとって重要な輸出先国・地

域は、事故後のお講じら

しては、輸入停止を含む輸入規制が今なお講じら

れているところでございます。

輸入規制を講じてゐる国・地域に対しましては、これまで、農林水産物、食品や海洋のモニタリングデータを提供しつつ、二国間あるいはWTOのSPP委員会の場等で再三にわたり規制の撤廃、緩和を働きかけてきたところでございます。

また、風評被害を払拭し現地消費者の信頼を回復するための取り組みもあわせて実施しております。

例えば、本年二月から三月にかけて、香港のメディアを通じ、東北三県を含む日本の農林水産物の持つ魅力を発信したところでございます。

引き続き、あらゆる機会を捉えまして、科学的な根拠に基づき輸入規制の撤廃、緩和を行うよう粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

○真山委員 そうした状況があることを今答弁いたしましたわけですが、河野大臣にお伺いをさせていただきます。

我が国の農林水産物の食品安全性に対するリスクコミュニケーションの強化については、所信の中でも触れていたただいたわけですが、河野大臣にお伺いをさせていただきます。

ケーションがまだ必要であることは言うまでございません。むしろ、六年目に入りました

評被害が風化によって定着してしまっているような感もあるわけでございます。

国内にも国外もあるのが現実でございます。

こうした福島県に関する放射能の、食品のリスクコミュニケーションの強化について今後どのように取り組まれるお考えか、お伺いさせていただきます。

あわせて、ちょっと二問目、次の質問も一緒にお答えいただければと思います。

今後のリスクコミュニケーションのあり方について、原発事故の放射性物質の福島県での取り組み、リスクコミュニケーション、これまでたくさんいろいろやつてまいりました。しかし、なかなかこうした科学的根拠を提示しても理解を得られない、そうした実態もあるわけでございまして、まさに風化と風評との闘いの中でござりますけれども、これまでの取り組みの一一つ、そして、評価機関である食品安全委員会が要請に基づいてこの評価をしたわけでございまして、それをもとに、厚生労働省や農林水産省、関係する省庁が管理機関としていろいろな施策を行つてきましたわ

けでございます。

こういったことも、未来志向で前向きに、今後リスクコミュニケーションはどうあるべきかというところでしっかりと総括をし、教訓を残していくべきだと考えておりまして、前段で言いました福島県のリスクコミュニケーションの強化、そして今後のリスクコミュニケーションのあり方について、河野大臣の答弁をお願いいたします。

○河野国務大臣 東日本大震災から少し時間がたつてさまざまなものが風化しているという御指摘は、ある面そういうところもあるんだろうと思います。

食品中の放射性物質については、もう極めて低水準で、健康に影響のあるレベルではないということを、やはり国民にもう少し改めてしっかりと周知徹底していく必要がある、丁寧に説明してい

く必要があるんだろうというふうに思つております。科学的な見に基づいた正確な情報をまず発信し続けるというのは、これは本当に大事なことでございますし、さまざまな場面で丁寧な意見交換をやつてまいりたいというふうに思つております。

消費者庁でも、科学的にこうした食品の安全の問題、放射性物質について解説をするQアンドA集をつくっておりますので、これを積極的に広めてしまいりたいと思つております。

また、今後の食品のリスクコミュニケーションのあり方でございますが、これはやはり、一方的に情報を出すだけではなくて双方向のコミュニケーションが大事だということ、何かそこで合意形成をするのではなくて、合意形成はもう少し先なんだけれども、きちんと情報のやりとり、意見のやりとりをする双方のリスクコミュニケーションをやっていくことが大事だということが、消費者庁が行いました消費者の意識調査というようなものを踏まえて、やはりより効果的なのではないかというふうに考えておりますので、きちんと手間暇をかけた丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに思つております。

○真山委員 時間となりましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井でござります。

私は、旧維新の党に所属しておりましたので、IRを推進するという立場でございました。ただ、IRを進めると同時に、ギャンブル依存症対策をしっかりとやらなければいけないということで、これまで何度も質問してまいりました。

このギャンブル依存症対策の、実はギャンブル依存症の約八割がパチンコに起因をするというこでありまして、先般、三月三日の日に私は質問書を出させていただきましたけれども、ちょっとそれに対する回答がなかなか十分ではなかったので、きょうはお時間をいただいて、ギャ

ンブル依存症、特にパチンコの問題についてお聞かせをいただきたいと思います。

まず、厚生労働省の発表によりますと、ギャンブル依存症の疑いのある日本人は五百三十六万人もいる。そのうち八割がパチンコ依存症だというデータがございます。これだけパチンコ依存症が増加した背景には、一人当たりの消費額が大幅に増加している、つまりパチンコの射幸性が大きく影響しているのではないかと考えますが、パチンコの射幸性の向上とパチンコ依存症問題の深刻化この関係について警察庁はどう考えておりますか。

○種谷政府参考人 お答えいたします。

パチンコ営業につきましては、営業の行われ方いかんによつては客の射幸心を著しくそそるおそれがあることから、風営適正化法において必要な規制が行われているところでございます。

御指摘のパチンコの射幸性と依存症との関係につきまして警察としてお答えする素材を持ち合わせております。

パチンコ営業につきましては、営業の行われ方いかんによつては客の射幸心を著しくそそるおそれがあることから、風営適正化法において必要な規制が行われているところでございます。

御指摘のパチンコの射幸性と依存症との関係につきまして警察としてお答えする素材を持ち合わせております。

業界団体では、パチンコに対し問題を抱える者からの電話相談を受ける機関として、リカバリーサポート・ネットワークを設立いたしまして、この取り組みが広く認知されるよう広報啓発活動を行うなど、各種対策に積極的に取り組んでいます。

警察といつしましても、それらの対策を含めて、パチンコへのめり込み問題への対策について継続的に要請等を行つておられます。

私は、IRを推進するという立場でございました。ただ、IRを進めると同時に、ギャンブル依存症対策をしっかりとやらなければいけないということで、これまで何度も質問してまいりました。

このギャンブル依存症対策の、実はギャンブル依存症の約八割がパチンコに起因をするというこでありまして、先般、三月三日の日に私は質問書を出させていただきましたけれども、ちょっとそれに対する回答がなかなか十分ではなかったので、きょうはお時間をいただいて、ギャ

しかし、去年の、遊技産業健全化推進機構といふところが実施をした遊技機性能調査の結果によりますと、全国百六十一店舗、二百五十九台を調査したうち、検定機と同じ性能の遊技機は一台も発見されなかつたと。つまり、ルールを守つていな

た遊技機、パチンコ台は一台もなかつたという結果が報告をされているんですが、この結果は、大臣、知つていましたでしょうか。

あわせて、この遊技機の傾きを不正に変更して射幸性を向上させるという改造がパチンコ業界に蔓延していた。市場に適法な遊技機はほとんど存在していなかつたということを証明する調査結果だつたのではないかと考えますが、大臣はどの

よう受けとめておられますか。

○河野国務大臣 この結果は極めて問題のあることだと思います。おつしやいましてのように、型式検定を受けた性能と全く違うものしかなかつたというのはあってはならないことだと想ひますので、これはゆゆしき問題だというふうに思つております。

関係団体が、早急にこれは全て回収をすると言つておりますので、警察としては、まずこれがきちんとやられるよう監視をしていきますと同時に、機構がこれから抜き打ちで性能の調査をするといふことになつておりますので、違反がないように、そこはしつかり見てまいりたいと思いま

ります。

また、よもやないとは思いますが、万が一にも同じようなことがあつた場合には、型式検定の取り消し、これはメーカーに対してでござります、あるいは、ホールに対しては、営業停止処分を含めた行政処分を実施することを含め、厳正に対処してまいりたいと思います。

また、よもやないとは思いますが、万が一にも同じようなことがあつた場合には、型式検定の取

り消し、これはメーカーに対してでござります、あるいは、ホールに対しては、営業停止処分を含めた行政処分を実施することを含め、厳正に対処してまいりたいと思います。

警察といつしましても、それらの対策を含めて、パチンコへのめり込み問題への対策について継続的に要請等を行つておられます。

○高井委員 予想以上に力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これだけ不正改造が蔓延しておる現状においては、風営法に定める、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準というのに違反して、高い

能性が高いと思うんですね。

ただ、このよくな中で、業界の健全化のために警察の職員の皆さん、日常の監視、取り締まりというのが大事だと思うんですけれども、この日常の取り締まりというのを、風営法に定める基準に適合しているかどうかということを確認する手段というのがあるんでしょうか。あと、警察の職員だけじゃなくてパチンコのユーザーの皆さんも、そのルールにのつとつてているのかとかいうのを確認できればよりいいと思うんですけれども、そういうった方法は今あるんでしょうか。

○種谷政府参考人 お答えいたします。

風営適正化法は、同一型式の遊技機につきまして、同法に規定する技術上の規格に適合するか否かについて都道府県警察があらかじめ検定を行うという制度を設けておりまして、警察においては、検定の段階で技術上の規格に適合するか否かを確認することとなつております。

また、当該型式の遊技機が設置される場合においては、パチンコ営業者は都道府県警察の承認を受けなければならないということとなつております。また、警察職員は、風営適正化法の規定により、パチンコ営業者の営業所に立ち検査をすることができるなどとされております。

また、警察職員は、風営適正化法の規定により、パチンコ営業者の営業所に立ち検査をすることができるなどして、適正な遊技機による営業がなされよう努めてきたところでござります。

なお、風営適正化法上、ユーザー、お客様においてパチンコ遊技機が風営適正化法の規格に適合するか否かを確認することができるという制度はございませんけれども、著しく射幸性が高いと思われる遊技機に関して警察に通報等を行つようなことはできるわけでありまして、そのような場合には警察による対応を促すということになるわけござります。そういったことは可能であるというふうに考えております。

○高井委員 今のお御答弁ですと、検定を受けてい

〔委員長退席 中根（一）委員長代理着席〕

○高井委員 警察も、射幸性が高まらないように

射幸性のパチンコ遊技機が多数設置されている可

るから大丈夫なんだと。しかし、これは、検定を受けたものが実はその後改ざんされて納入されたいたというのが多分あの調査の結果だと思いますし、また、警察の職員が立入検査できるということができ、立入検査したところで、その機械がちゃんとルール、出玉の比率が決まっているわけですけれども、その率にどうやって適合しているかというのは調べようがないんだろう。あと、ユーチューバーも、余りにも出ない、この機械はおかしいからといって通報するというんですけれども、なかなかそれも現実的ではないなと私は思います。

私は、ぜひ御提案申し上げたいのは、こういった業界ぐるみで改修が繰り返されるようなことを防止するためには、やはり業界だけに任せるのでなくして、第三者であるパチンコユーチューバーも含めてチェックする仕組みが必要だと思います。

現在のパチンコ遊技機は、私はこういう例えをするんです、スピードメーターのない自動車じゃないかと。つまり、スピード違反をしているかどうか、運転している車に乗っている人はわからぬんです、メーターがないんですね。つまり、出玉がどのくらい出るかというのをチェックしようがない台が今全て置かれている。これはやはりおかしいのではないか。ですから、パチンコ遊技機についても、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準という警察が決めている基準に違反しているかどうかを、パチンコユーチューバーであっても簡単に判別できるモニタリング装置、自動車でいえばスピードメーターですね、これをつけるべきじゃないか。これはそんなにお金がかかるものではない、ある人に聞いたら一台五千円ぐらいでできるとも聞いていますので、こういう装置をぜひつけることを義務づける必要があるんじゃないかと考えます

○種谷政府参考人 お答えいたします。

著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機による営業がなされることのないように出玉を監視す

るための装置、委員おっしゃったところのスピードメーターに相当するようなものを導入することも、技術的には一つの方法はあるというふうに考えられるところであります。

他方、風営適正化法はパチンコ営業者等の風俗営業者を規制する法律でありまして、お客様においてパチンコ遊技機が風営適正化法の規格に適合するか否かを確認することができる制度を設けていることについては想定してございません。現時点において、お尋ねのような装置を法律で義務づけるということについては考えていないところでございま

す。

いずれにしましても、警察としては、風営適正化法に基づく権限を適切に行使するなどして、適正な遊技機による営業がなされるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔中根（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○高井委員 大臣にお聞きしたいと思いますが、パチンコメーカーの業界団体である日工組というところがありますが、ここは、現在問題のある遊技機の自主回収を段階的に進めていくと。先ほど大臣は、早急にというか、かなり力強くおつしやっていたんだですが、段階的に。私は、ちょっと雑誌とかをいろいろ読んだら、何か、何年かけてというような表現をしている雑誌もありました。こういった方針だと。

しかし、不正に改造された、射幸性が高くなつた遊技機が市場に大量に出回っているということがこの調査によって明らかになつたわけでありまして、警察としては、業界のこうした取り組み、段階的にというような対応を黙認するということであれば、これはパチンコ依存症問題を放置、拡大することにつながるとも考えるんですけども、大臣の見解はいかがでしょうか。

○河野国務大臣 違法な機械が大量に出回つていただわけござりますから、かなりの量があるといふうに承知をしておりますので、一遍にといふわけにはいきませんが、これは最大限速やかに撤去するというのは当然のことだと思いますので、

団体にもきちんとそれはやらせるように指導してまいりたいと思っておりますし、今後は、まず、機構にきちんと抜き打ちでチェックをしていただけ、違反があれば、先ほど申し上げましたように、メーカーに対しては型式検定の取り消し、ホールに対しては営業停止を含む行政処分を科すという警察の意思を明確に出していただきたいというふうに思っております。

○高井委員 実は、質問通告したのはもう終わってしまったんですね。それで、ちょっと時間があるので、最後に、ぜひもう一度大臣にお聞きしたいんです。

先ほど私が御提案したスピードメーターに相当するものですね。やはり、どう考えても、スピードメーターのない車でスピード違反を取り締まるというのは矛盾している。これは誰が聞いてもおかしいと思うと私は思うんですが、現実に、今のパチンコ台というのはそういう状態になつていています。

今局長が答弁されましたけれども、別にユーチューバーが逐一チェックしなくともいいですけれども、警察が巡回したりしたときにすら、今の状況ではこのメーターがないとチェックしようがないと私は思つていまして、ぜひメーターをつけること、多少パチンコメーカーの負担になるかもしれないませんが、そのことによつてしっかりルールが守られ、そしてギャンブル依存症がなくなつていくことが、ひいてはパチンコが社会的に認知され業界の発展にもつながると考へるので、ぜひこのメーターの設置というのを前向きに検討いただきたいのですが、大臣のお考へをお聞かせください。

○西村委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○西村委員長 次に、内閣提出、人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聽取いたします。島尻国務大臣。

人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○島尻国務大臣 ただいま議題となりました人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案につきまして、その提案

いうのをちょっと私も考えておつたんです。

ただ、何らかの形でパチンコ台が適法の性能のものかどうかというのはチェックをする必要がありますし、手間がかかるのではチェックがなかなかできませんから、何らかの方法できちんとチェックができるようなものである必要はあるんだろうなというふうに思つております。余り前向きな答弁にはなりませんが、この問題は極めて大きな問題だと認識しておりますので、警察もやる気でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

理由及び要旨を御説明申し上げます。
まず、人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、人工衛星やその打ち上げ用ロケットの小型化と低価格化が進み、宇宙活動への参入障壁が下がってきたことから、民間企業の宇宙活動が進展し、新産業やサービス、雇用機会の創出等が期待できる状況となっています。

今後、民間企業による人工衛星等の打ち上げや人工衛星の管理といった宇宙活動が進展する中で、これらの活動に関する基準を明確にし、事業リスクを低減することで予見可能性を向上させることが、人工衛星等の打ち上げに伴うリスクに対する公共の安全の確保、万が一の損害が発生した場合に被害者の保護を図ることが求められるようになります。

このため、我が国における人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する国の許可制度や、これらに起因する損害に対する賠償に関する制度を設けることを規定する本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、人工衛星等の打ち上げについては、その都度許可を受けなければならないこととともに、許可申請処理の迅速化のために、ロケットの型式認定制度、打ち上げ施設の適合認定制度を設けています。

第二に、人工衛星の管理については、人工衛星ごとに許可を受けなければならないこととしています。

第三に、内閣総理大臣による監督を規定し、法律の施行に必要な限度において、許可を受けて人工衛星等を打ち上げる者などへの立入検査、必要な指導、助言及び監督ができるることを規定しております。

第四に、人工衛星やその打ち上げ用ロケットの落下等による第三者への損害について、人工衛星等の打ち上げや人工衛星の管理を行う者の無過失

責任とするとともに、人工衛星等の打ち上げに係る許可を受けた者に対し、民間の損害賠償責任保

険契約の締結等の損害賠償担保措置を講ずる義務を課し、当該措置では埋めることができない損害を賠償する場合については政府が補償することとしています。

次に、衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

人工衛星に搭載された装置により地球表面を観測した衛星リモートセンシング記録は、農業、防災、社会インフラ整備等の幅広い分野で活用が期待されることから、民間事業者による利用が急速に拡大しております。

一方で、高性能な衛星リモートセンシング記録は、悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡ると国際社会の平和の確保等に支障を生ずるおそれがあるため、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では既にこれを適切に管理するための法制度整備がなされています。

こうした中、我が国においても衛星リモートセ

ンシング記録の利用の拡大を踏まえ、当該衛星リモートセンシング記録の悪用を防ぐとともに、これを利用する新たな産業やサービスを振興するための基盤となる制度が必要になっています。

このため、衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いを確保するために必要な事項を規定する本法律案を提出した次第です。

目次

第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 人工衛星等の打ち上げに係る許可等
　　第一節 人工衛星等の打ち上げに係る許可(第

四条～第十二条)
　　第二節 人工衛星の打ち上げ用ロケットの型式認定(第十三条～第十五条)

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条～第十八条)

により行う場合等を除き、衛星リモートセンシング記録を提供してはならないこととしています。

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十一条～第三十四条)
第四章 内閣総理大臣による監督(第二十二条～第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害の賠償(第三十五条～第三十八条)
第六章 ロケット落下等損害賠償責任(第三十九条～第三十九条)

第七章 雜則(第五十五条～第五十九条)
第八章 罰則(第六十条～第六十五条)

第三節 ロケット落下等損害賠償契約(第四十条～第四十八条)
第四節 供託(第四十九条～第五十二条)

第六章 人工衛星落下等損害の賠償(第五十三条～第五十四条)

第七章 雜則(第五十五条～第五十九条)
第八章 罰則(第六十条～第六十五条)

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのつとり、我が国における人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月そ

の他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用に

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十一条～第三十四条)
第四章 内閣総理大臣による監督(第二十二条～第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害の賠償(第三十五条～第三十八条)
第六章 ロケット落下等損害賠償責任(第三十九条～第三十九条)

第七章 雜則(第五十五条～第五十九条)
第八章 罰則(第六十条～第六十五条)

第三節 ロケット落下等損害賠償契約(第四十条～第四十八条)
第四節 供託(第四十九条～第五十二条)

第六章 人工衛星落下等損害の賠償(第五十三条～第五十四条)

第七章 雜則(第五十五条～第五十九条)
第八章 罚則(第六十条～第六十五条)

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのつとり、我が国における人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月そ

の他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用に

おける国家活動を律する原則に関する条約（第二十二条第二号において「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星等の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管管理設備 人工衛星に搭載された無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電気的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。）から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用い

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行なう者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約・人 工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害（テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害（第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。）を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外國損害保険会社等、責任保険の引受けを行なう者に限る。以下同じ。）が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことと約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他の契約に該当するものと認めたものによる当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあってはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安

て、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行なう者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。（この法律の施行に当たっての配慮）

十三条 国は、この法律の施行に当たっては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可 第一節 人工衛星等の打上げに係る許可（許可）

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行なうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。

五 人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

三 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあっては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあっては、その適合認定番号）

等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいう。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行なう者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。（この法律の施行に当たっての配慮）

十三条 国は、この法律の施行に当たっては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可 第一節 人工衛星等の打上げに係る許可（許可）

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行なうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。

五 人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある國又は地域をいう。以下同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用

人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打ち上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を

中斷する措置（次号及び第十六条第二項第4号において「飛行中斷措置」という。）を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備を使用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中斷措置その他的人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害に係るものに限る。）の結果若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害に係るものに限る。）の結果若しくは供託であつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設があつた場合は、内閣府令で定める軽微な変更を含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（承継）

第十一条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受ける人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行ふ場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めることにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

る。

（設計合致義務等）

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行ふに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようになければならない。

2 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところによれば、内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継することとなる。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継する場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところによれば、内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ふことはならない。

（損害賠償担保措置を講ずべき義務）

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ふことはならない。

4 第五条及び第六条（ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。）の結約若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害に係るものに限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたときは、これらの認可の申請がない場合には、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、

（死亡等による許可の失効）

第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人
二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の

事由により解散したとき その清算人	四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた法人を代表する役員 (許可の取消し)
第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。	一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十一条第一項から第三項までの認可を受けたとき。 二 第十五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。
三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。	四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。
五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。	六 第八条の規定に違反していると認めると七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十一条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。
第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定	

（型式認定）	三 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合する。
第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。	四 第十五条第一項の規定により当該型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。
2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。	一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。 二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。
第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定	

（型式認定の取消し）	三 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があった場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る)ごとに、適合認定を行ふ。	4 第一条の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによって行ふ。
第五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。	3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合する。
第六条 第八条の規定に違反していると認めると七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十一条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。	4 第一条の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによって行ふ。
第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定	

（型式認定）	三 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。	4 第一条の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによって行う。
2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する。	5 その他の内閣府令で定める事項
第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定	

（型式認定の取消し）	三 前条第一項の適合認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する。
第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る)ごとに、適合認定を行ふ。	2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更されたとき又は前項ただし書の内閣府令で定めた軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
第二節 打上げ施設の適合認定	3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
（適合認定）	4 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。
第二節 打上げ施設の適合認定	

（型式認定）	三 前条第一項の適合認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する。
第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変	2 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について第十六条第一項の適合認定の申請を

行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第三章 人工衛星の管理に係る許可等
(許可)

第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 人工衛星管理設備の場所
三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道

四 人工衛星の利用の目的及び方法
五 人工衛星の構造
六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という)の内容
七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」といいう)。

八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という)の氏名又は名称及び住所
九 その他内閣府令で定める事項

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用者のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることとその他の宇宙空間探査等条約第

九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国活動に対する潜在的に有害な干渉(次号及び第四号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という)の防止並びに公

八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という)の氏名又は名称及び住所
九 その他内閣府令で定める事項

内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者(個人にあつては、死亡時代理人を含む)が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む)であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであって、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずること

一 ができない場合において、誤作動及び爆発の防止そのため必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者(以下「人工衛星管理者」という)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

については、この限りでない。

2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(管理計画の遵守)

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行つに当たつては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならぬ。

(事故時の措置)

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可是、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人は、人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

助言及び勧告をすることができる。
(是正命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(許可等の条件)

第三十四条 第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第十一条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第五章 ロケット落下等損害賠償責任

第一節 ロケット落下等損害賠償責任

(無過失責任)

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行った者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の適用を排除するものと解してはならない。
(賠償についてのしん酌)

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者(当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。)であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたもので、ロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損害を、我が國の人工衛星等の打上げに關係する産業の国際競争力の強化の觀点から措置す

ることが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあっては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償請求権について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる)。

2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に關し差し押さえる場合は、この限りでない。

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約
(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定ロケット落下等損害の賠償に充てられる第九条第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単に「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償契約を締結することができる。

(補償金)

第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失に係る契約金額までとする。

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十三条 政府は、一會計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

2 前項に定めるものほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償契約を締結することができる。

(時効)

第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位)

ることが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあっては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償請求権について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる)。

2 前項の規定は、求償権に關し書面による特約をすることを妨げない。

2 前項の規定は、求償権に關し書面による特約をすることを妨げない。

償契約により補償した場合において、当該ロ

ケット落下等損害賠償補償契約の相手方である

打上げ実施者が第三者に対して求償権を有する

ときは、次に掲げる金額のうちいかが少ないと

きは、金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額

(補償金の返還)

第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補

償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロ

ケット落下等損害賠償補償契約の相

手方である打上げ実施者が次の各号のいずれか

に該当するときは、当該打上げ実施者から、政

令で定めるところにより、その返還をさせるも

のとする。

一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上

げを行つたこと。

二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条

第一号又は第五号に該当していたこと。

(業務の管掌)

第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内

閣総理大臣が管掌する。

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補

償契約を締結しようとするときは、あらかじ

め、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第四十八条 政府は、政令で定めるところによ

り、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく

業務の一部を保険者に委託することができる。

第四節 供託

(損害賠償担保措置としての供託)

第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、

打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合にあっては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設にあっては当該船舶の船籍港の所在地、航

空機に搭載された打上げ施設にあっては当該航

空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は

地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価

証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十

三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に

規定する振替債を含む。次条及び第五十一条に

おいて同じ)によりするものとする。

(供託物の選付)

第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その

損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上

げ実施者が供託した金銭又は有価証券につい

て、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を

有する。

(供託物の取戻し)

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合に

おいては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四

十九条の規定により供託した金銭又は有価証券

を取り戻すことができる。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット

ト落下等損害を与えないことが明らかとなつ

たとき。

二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の

賠償を終えたとき。

三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じ

たとき。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット

ト落下等損害を与えないことが明らかとなつ

たとき。

(内閣府令・法務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に

関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第六章 人工衛星落下等損害の賠償

(無過失責任)

第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を

用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛

星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたと

ときは、その損害を賠償する責任を負う。

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかるわらず、人工衛星

落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗

力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責

任及び額を定めるについて、これをしん酌する

ことができる。

第七章 雜則

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第一

号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二

号若しくは第三号の内閣府令を制定し、宇

宙政策委員会の意見を聽かなければならない。

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は

第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃

しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に

協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについ

ては、第四条第一項の規定は、適用しない。

二 国が行う人工衛星の管理については、第二十

一条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のための手続その他この法律の施行

に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

(第八章 罰則)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、

三百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条

第二項第二号に掲げる事項を変更した者

は、百万円以下の罰金に処する。

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条

第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更

した者

は、第十三条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは同項の規定による質問に対しても

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による

命令に違反した者

五 第二十三条第一項、第二十条第一項若しくは

第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三

項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二

項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定による命令に違反した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

八 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

九 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十一 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十二 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十三 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十四 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十五 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十六 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十七 第二十二条第一項の規定に違反して第二十

条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星(以下「地球周回人工衛星」という。)に搭載されて、地表若しくは水面(これらに近接する地中又は水中を含む。)又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波(以下「地上放射等電波」という。)を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報次号において「検出情報」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度(以下この条及び第二十一条第一項において「対象物判別精度」という。)が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足るものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるため必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電気的設備及びこれと電気通信

回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。)との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものとす

をいう。

三 操作用無線設備

衛星リモートセンシング装置を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録(以下「検出情報電磁的記録」という。)を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物別精度の決定及び更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用

自ら

又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関

衛星リモートセンシング記録保有者

衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。

六 衛星リモートセンシング記録

特定使用機関

衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するためには必要

るものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものとす

をいう。

七 特定取扱機関

特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政

府機関をいう。

八 衛星リモートセンシング記録保有者

衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。

(国の責務等)

第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有する。

2 第二章 衛星リモートセンシング装置の使

用に係る許可等

(許可)

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて

衛星リモートセンシング装置の使用を行おうと

する者(特定使用機関を除く。)は、衛星リモー

トセンシング装置とともに内閣総理大臣の許可

を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

3 第二章第一項に規定する

操作用無線設備及び衛星リモートセンシング

装置が搭載された

軌道

及び性能

の確認

の結果

の報告書

の提出

二 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能

四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に経由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

これらの管理の方法

五 衛星リモートセンシング装置から送信され

た検出情報電磁的記録を受信するためには必要

な無線設備(受信する際に経由するものを含む。以下「受信設備」という。)の場所、構造及

び性能並びにその管理の方法

六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

七 申請者が個人である場合には、申請者が死

亡したときにその者に代わって衛星リモー

トセンシング装置の使用を行う者(以下「死亡時

代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

八 その他内閣府令で定める事項

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前

条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に

支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの

法律に基づく命令又はこれらに相当する外

国の規定に違反し、罰金以上の刑(これ

に相当する外国の法令による刑を含む。)に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなつた日から五年を経過しない

者

二 第十七条第一項の規定により許可を取り消

され、又は第二十五条第一項若しくは第二十

六条第一項の規定により認定を取り消され、

その取消しの日から三年を経過しない者

三 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十

七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ

ストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第三条第一項の規定により公告されている者(現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。)又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者(第二十一条第三項第一号ハにおいて「国際テロリスト」という。)

四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行なうことを行なうことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。

三 申請者(個人にあつては、死亡時代理人を

含む。)が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。)は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四

条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置)

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、

記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応

記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換

符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号(以下この項において「変換符号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(申請に係る軌道以外での機能停止)

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、

第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項

で内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行なうことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号(第四項及び第五項において「対応記録変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されることは防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、

(故障時等の措置)

第十一条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情に

より、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(帳簿)

第十二条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(承継)

第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行ふ場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行ふ場合は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法

人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者が人を分割により第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の处分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、

(承継)

第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が

第十四条 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合にはおい

て、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるま

での間)は、その死亡時代理人を衛星リモート

センシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(終了措置)

第十五条 衛星リモートセンシング装置使用者

は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星

リモートセンシング装置の使用を終了するとき

は、内閣府令で定めるところにより、次の各号

のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」とい

う。)を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた

措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

この場合において、当該

終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出が

あるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から

第十条まで、第十一條前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定

(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

シング装置にその地上放射等電磁波を検出す機能を停止する信号を送信することその他当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセン

シング装置に再開信号(その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。)を送信するため当該機能を停止する信号を送

信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出るこ

とその他の再開信号を受信しない限り当該機

能を回復することができないようにするため

に必要なものとして内閣府令で定める措置

三 前項の規定により終了措置が講じられたとき

は、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者

は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報

は、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

5 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者

は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報

は、第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提

供してはならない。

(解散の届出等)

第十六条 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

10 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

12 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

14 第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(許可の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ぜることができ

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項

若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項

一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六条各号のいずれかに適合しないこととなつたとき。

四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

五 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

六 この項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

七 次条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

八 第三十条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

衛星リモートセンシング装置使用者が前項の

規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用者に係る事業の譲渡について第十三条第一項の適用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。

この場合において、当該事業の譲渡が行われば、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その者を

衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第十八条 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

(衛星リモートセンシング記録の提供の制限)

第十九条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

(衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令)

第二十条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に對し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定め

る方法により、これを行わなければならぬ。

衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

第二十二条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

第二十三条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十四条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十五条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十六条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十七条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十八条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

を命ずる」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(衛星リモートセンシング記録の安全管理措置)

第二十条 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

第二十二条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

第二十三条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十四条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十五条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十六条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十七条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

総理大臣の認定を受けることができる。

第二十八条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請によ

り、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程

度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣

認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に

関する法律で政令で定めるもの若しくはこれら

の法律に基づく命令又はこれらに相当する

外国の法令の規定に違反し、罰金以上

の刑(これに相当する外国の法令による刑

を含む)に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなつた日から

五年を経過しない者

ロ 第十七条第一項の規定により許可を取り

消され、又は第二十五条第一項若しくは第

二十六条第一項の規定により認定を取り消

され、その取消しの日から三年を経過しな

い者

ハ 國際テロリスト

ニ 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 個人であつて、その内閣府令で定める使

用人のうちにイからニまでのいずれかに該

当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことにつ

いて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛

星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の

平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

イ この法律の施行に必要な事務所に立ち入り、これらの者の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

二 前条第一項又は第三号から第六号ま

る同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同

条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めると

ころにより、内閣総理大臣の認定を受けなけれ

ばならない。ただし、内閣府令で定める軽微な

変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項

第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前

項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をし

たときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。

(帳簿)

第二十三条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備

え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定証の返納)

第二十四条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、

遅滞なく、認定証(第一号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)を内閣総理大臣に返納しなければならない。

1 第二十二条第一項の認定が取り消されたと

き。

2 認定証の交付を受けた場合において、亡

失した認定証を発見し、又は回復したとき。

3 当該各号に定める者は、遅滞なく、

を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者

(認定の取消し等)

第二十五条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

1 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

2 第十九条第一項又は第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

3 第二十一条第一項の認定を受けたとき。

4 第二十二条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

5 第二十二条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

6 第三十条第一項の規定により第二十二条第一項又は第二十二条第一項の認定に付された条件に違反したとき。

7 第二十二条第一項の規定による認定の効力の停止を受けた者は、速やかに、認定証を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の効力の停止の期間が満了した場合において、前項の規定により認定証を提出した者からその返還の請求があつたときは、直ちに、当該認定証を返還しなければならない。

第二十六条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号

において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するとき。

三 内閣総理大臣が、この法律の施行に必要な限度において、第二十二条第一項の認定を受けた者に對し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所に立ち入り、これらの者の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとして虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

4 第五章 内閣総理大臣による監督

第二十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所に立ち入り、これらの者の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。

(指導等)

第二十八条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。(是正命令)

第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十三条第六項、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第二項の規定に違反して終了措置を講じていないと認めるとときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。(許可等の条件)

第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三项若しくは第四項の認可又は第二十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認定(次項において「許可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することができる。

となるものであつてはならない。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(第七章 罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三项若しくは第四項の認可又は第二十二

一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者

四 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五 第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者

六 第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八 第二十二条第一項の規定に違反して第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事

項を変更した者

第三十四条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十一条、第十三条第二項、第十五条第二項又は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

三 第二十四条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

四 第二十五条第二項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかつた者

五 第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は第十二条第二項若しくは第二十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

六 第二十三条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

七 第二十五条第二項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかつた者

八 第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

九 第二十七条第一項若しくは第二十九条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十 第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十一 第二十九条第一項若しくは第二十九条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十二 第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十三 第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十四 第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十五 第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十六 第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十七 第三十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十八 第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

十九 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二十 第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二十一 第四十二条第一項若しくは第四十三条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二十二 第四十三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二十三 第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二十四 第四十五条第一項若しくは第四十六条第一項の規定に違反して第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

二 第二十四条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

三 第二十二条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

四 第二十三条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

五 第二十五条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

六 第二十六条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

七 第二十七条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

八 第二十八条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

九 第二十九条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十 第三十一条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十一 第三十二条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十二 第三十三条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十三 第三十四条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十四 第三十五条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十五 第三十六条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十六 第三十七条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十七 第三十八条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十八 第三十九条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

十九 第四十一条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十 第四十二条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十一 第四十三条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十二 第四十四条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十三 第四十五条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十四 第四十六条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十五 第四十七条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

二十六 第四十八条第一項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為)

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

宇宙基本法の basic 理念にのつとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月十七日印刷

平成二十八年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U